

[調査] 要素所得と分配率の推計*

——民間非1次産業——

はじめに

われわれは数年前非1次産業の要素所得と分配率の推計に着手し、その暫定的結果およびそれにもとづく分析は、いくつかの論文(南・小野 1975a; 1975b) (Minami and Ono 1976; 1978)で発表した。またこの研究は2,3の研究会でも発表され、クズネッツ、大川一司、篠原三代平教授などから多くのコメントを受けることができた。そのコメントはいずれも適切なものであったから、われわれはそれを考慮して推計の全面的改正を手掛けることとしたのである。本稿ではその作業を紹介する。ただし本稿は推計方法の説明を目的としており、推計結果は最後にごく簡単に紹介することとし、くわしい分析は別の論文として本誌次号に発表の予定である。

I 推計の概要

ここでは民間非1次産業の要素所得(Y_p)と分配率の推計を行なう。推計は1896年より1970年まで(1941—52年をのぞく)について行なわれる。このうち戦後の1953—70年については、経済企画庁によって年々要素所得が推計され『国民所得統計年報(NIS)』に公表されているので、要素所得の推計は必要ではない。したがって、この期間については、経済企画庁の要素所得の数字をベースとして用い、分配率の推計だけを行なう。

かくしてわれわれの作業の中心は戦前におかれる。戦前の要素所得の推計は、土方成美(1933)と山田雄三(1951)などによって試みられたことがあるが、それらはきわめて暫定的なものであった。本格的推計としては、われわれによる非1次産業に関する推計(南・小野 1975a; 1975b)と、『長期経済統計』(LTES)第1巻(大川・その他 1974)における商業・サービス業(S)に関する推計と

が、最初のものであるといえよう。本稿における推計は、われわれの前推計を全面的に改訂したものである。推計期間は資料の利用可能性を考慮して、1906—40年に限定される。LTESでは産業別NDPが掲載されているので、われわれの要素所得の推計値との比較が必要である。このチェックを行なった後、要素所得の推計値をベースとして分配率を推計する。1905年以前については要素所得の本格的推計は断念し、ごく簡単な方法によって要素所得と賃金所得を延長推計し、分配率を推計してみた。その期間は1896—1905年の10年間である。論文の末尾に推計結果の主要なものを一括して掲げる。要素所得(付表1)と分配率(付表2, 6), およびこの推計から算出される賃金と労働生産性(付表3), 利潤率(付表4, 5), それに要素所得推計の基礎になった従業上の地位別就業者数(付表7)がそれである。

LTESのS産業の所得推計は要素所得からの接近であり、推計方法と利用される資料とにおいて、われわれの推計と基本的には一致している。しかし細部にわたるとかなりの相違があり、推計結果にも無視できない差が生ずる。したがってそこから生ずる分配率も、われわれの推計とはかなり違ったものになるはずである。そこでSについては、LTESベースの分配率も推計し、われわれの推計との比較を可能にした。後者をA系列、前者をB系列と呼ぶ。LTESの要素所得推計は1885—1940年なので、B系列もこれと同じ期間の推計が一応可能である。下の表において企画庁、LTESとあるのはそれらによる推計値をそのまま利用するところであり、○印のところがわれわれの作業の対象である。ところでMは製造業(Man), 鉱業(Min), 建設(Con), 公益(Fac)の4産業の合計である。1906—40年と1953—70年について

* この研究は、経済企画庁が財団法人国際開発センターに委託した「日本の経済発展の経験とその発展途上国に対する適用に関する調査」の中で行なわれた研究にもとづいている。

	M		S			
	要素所得	分配率	(A系列) 要素所得	(A系列) 分配率	(B系列) 要素所得	(B系列) 分配率
1885—1940					LTES	○
1896—1905		○		○		
1906—1940	○	○	○	○		
1953—1970	企画庁	○	企画庁	○		

は、これら4産業別に推計が行なわれる。しかし1896—1905年の延長推計はM全体についてだけ行なわれる。

われわれの推計の最大の特徴は、各産業をさらに近代部門と非近代部門に分割して推計を行なう点にある。日本経済の著しい特色は、同一産業の内部に近代部門と非近代部門とが併存し、両者の間に著しい生産性格差と賃金格差とが存在することである。この事実は、分配率の推計に関しても無視するわけにはいかない¹⁾。(事実われわれの推計結果によると、両部門の分配率は著しくことなつた変動のパターンを見せている。)近代部門と非近代部門の代理としてわれわれは、法人部門と非法人(個人業主)部門をあてることにする²⁾。前者を部門1、後者を部門2と呼ぶ。要素所得(Y_p)は、両部門の所得の合計として推計される。

$$Y_p = Y_1 + Y_2$$

このうち Y_1 は法人所得および法人による利子支払額(A_1)と、この部門の雇用者の賃金所得(W_1)の合計である。 A_1 と W_1 は戦後についてはNISより求められるが、戦前については推計しなければならない。法人所得は『会社表』などの資料で、利子支払額は負債額と利子率によって計算する。 W_1 は雇用者数と1人当り賃金とが知られれば計算できる。 Y_2 は雇用者の賃金所得(W_2')と個人業主所得(A_2')の合計として計算される。 A_2' は戦後についてはNISにより知られるが、戦前については基本的には業主数と業主1人当り所得によって計算される。 W_2' は雇用者数と1人当り賃金とによって求められる。

$$Y_1 = A_1 + W_1$$

$$Y_2 = A_2' + W_2'$$

したがって

$$Y_p = (A_1 + A_2') + (W_1 + W_2')$$

次に分配率の推計について述べよう。まず部門1の分配率は W_1/Y_1 として簡単に計算することができる。しかし部門2については簡単ではない。それは個人業主が、経営者・資本家と労働者(自己雇用)の2つの機能をもつことによる。したがって A_2' には経営者・資本家として

の報酬(利潤 A_2)と、労働者としての報酬(賃金)とが含まれていると考えるべきである³⁾。さらに A_2' には、個人業主のもとで働く家族従業者の労働に対する報酬も含まれているはずである。すなわち A_2' は3つの所得に分割される。第1は A_2 、第2は業主の帰属賃金、第3は家族従業者の帰属賃金である。したがって Y_2 は A_2 と賃金所得の合計(W_2)とに分割される。(W_2 は雇用労働者に実際に支払われた賃金(W_2')と、業主・家族従業者の労働評価との合計である。)

$$Y_2 = A_2 + W_2$$

したがって

$$Y_p = A_p + W_p$$

ただし

$$A_p = A_1 + A_2$$

$$W_p = W_1 + W_2$$

ここで部門2の分配率は W_2/Y_2 、全部門の分配率は W_p/Y_p として求められる。

問題はいかにして Y_2 を A_2 と W_2 とに分割するかである。これには2つの方法がある。第1は W_2 をはじめに推計して残差として A_2 を求めるもので、これを「労働接近」と呼ぼう。第2は A_2 をはじめに推計し残差として W_2 を求める方法で、「資本接近」と呼ぶ。「労働接近」ではまず W_2' を求め、これに個人業主と家族従業者の労働評価額を加算して W_2 を推計する。業主と家族従業者の労働評価額は、業主数と家族従業者数に相当と思われる賃金を適用して求められる。したがってこの方法での推計の信頼性は、業主と家族従業者にそれぞれいかなる賃金を適用するか、すなわち彼らの労働所得をどんな賃金で帰属計算(imputation)するかにかかっている。賃金データはいうまでもなく雇用者についてしか存在しないから、このデータを適当な方法で修正して用いるほかない。「資本接近」では、部門1の利潤率(A_1 の資本ストック K_1 に対する比率)が部門2にもあてはまる、と仮定される。この仮定のもとで、 A_1/K_1 に部門2の資本ストック(K_2)を乗じて A_2 とするのである。したがってこの方法が可能なのは、資本ストックの部門別データが存在する場合に限られる。

われわれは戦前、戦後を通じて「労働接近」を採用す

1) デニソン(E. F. Denison)は雇用者所得を、NDPから個人業主所得を差し引いたもので除して全経済の分配率としている(1967, p. 37)。この分配率はほぼ法人部門の分配率にひとしい。したがって彼の議論では、法人部門の分配率が個人業主部門にもあてはまると仮定していることになる。しかしそのような仮定には根拠がない。

2) これは大川一司の推計方法(大川1965; Ohkawa 1968)(大川・ロゾフスキー1973)を踏襲したものである。

3) 個人業主所得は「混合所得」(mixed income)としてそのまま計上し、これを無理に労働所得と利潤とに分割しないという考え方もある。たとえば大川一司に対するマルシャール(J. Marchal)の批判をみよ(Ohkawa 1968, p. 191)。われわれはこの立場をとらない。

る⁴⁾。その第1の理由は、労働市場は資本市場よりも競争的であると考えられることによる。そのため業主と家族従業者の労働所得を、「機会費用」(opportunity cost)で評価することができる。われわれは彼らの労働所得を彼らの属する部門2の雇用者の賃金で評価するが、このことは、業主と家族従業者はそれぞれ業主と家族従業者として働くか、この部門の雇用者として働くかについては無差別であると考えを意味する。このような推計方法はある程度恣意的であることは否めないが、十分現実的な根拠をもっていえると思われる。第2の理由は、部門別の資本ストックが戦前期にはえられないことである。このデータは戦後については経済企画庁(1972)によって推計されている。われわれはこれを用いて「資本接近」による分配率も試みに推計し、「労働接近」による推計値と比較することにした。その結果両推計はMについてはきわめて接近しており、いずれの方法でも差がないことがわかる。しかしSについてはかなりの差が生じている。

II 戦後の分配率の推計

戦後期(1953—70年)については、NISにおける要素所得(Y_p)とその構成要素をそのまま利用することができる。したがって作業の中心は、 Y_2 を A_2 と W_2 とに分割することにある。その前に、この作業の前提となる従業上の地位別就業者数の推計について述べよう。

(1) 従業上の地位別就業者数の推計

Y_p はNISのものを利用するので、就業者数も経済企画庁がそれを推計した際に使用した数字(『国民所得統計年報』1972年版、『昭和40年基準 改訂国民所得統計(推計資料集)』)を用いるのがよい。

雇用者 われわれの推計作業は民間非1次産業であるが、上記統計書における雇用者数は政府企業の分を含んでいるので、これに民間雇用者の比率を乗じて政府雇用者を除かなければならない。この比率は総理府統計局『事業所統計調査報告』よりえられる。次に民間雇用者を2部門に分割する。この分割は民間雇用者数に、『事業所統計調査報告』よりえられる部門別構成比を乗じて行なわれる⁵⁾。

個人業主・家族従業者 これらはすべて部門2に属する。すなわち、部門1の就業者は雇用者のみであり、部門2のそれは雇用者、業主、家族従業者から成る⁶⁾。

(2) 要素所得の構成要素の推計

部門1 まずNISの「法人所得」「その他所得」の合計より政府の事業所得と財産所得を差し引くことによって A_1 をうる。政府の所得は経済企画庁のワーク・シートおよび『昭和40年基準 改訂国民所得統計』よりえられる。次にNISの「雇用者所得」より政府の雇用者所得を控除することによって、 $W_p' (= W_1' + W_2')$ を求める。この控除は、NISの「雇用者所得」に民間と政府の全雇用者における民間雇用者の構成比を乗ずることによって行なわれる。この手続きは、賃金が民間企業と政府企業との間でひとしい(産業ごとに)と仮定することの意味する。 W_p' より後に推計される W_2' を控除して $W_1' = W_1$ をえる。かくて $A_1 + W_1$ として Y_1 をうる。

部門2 W_2' は、この部門の雇用者数に1人当り賃金(w_2')を乗ずることによって計算される。 w_2' は、民間企業全体の平均賃金(w_p')に賃金格差(w_2'/w_p')を乗じて求められる。この賃金格差は、国税庁の『民間給与実態調査』からえられる。 A_2' はNISの「個人業主所得」である。かくて $W_2' + A_2'$ として Y_2 がえられる。

(3) 分配率の推計

Y_2 の分割 部門1の分配率は W_1/Y_1 として簡単に計算されるが、部門2の分配率を計算するためには、 Y_2 を A_2 と W_2 とに分割しなければならない。この分割には「労働接近」と「資本接近」とがあるが、われわれは前者を採用する。これはまず W_2 を推計し残差として A_2 を求めるものである。

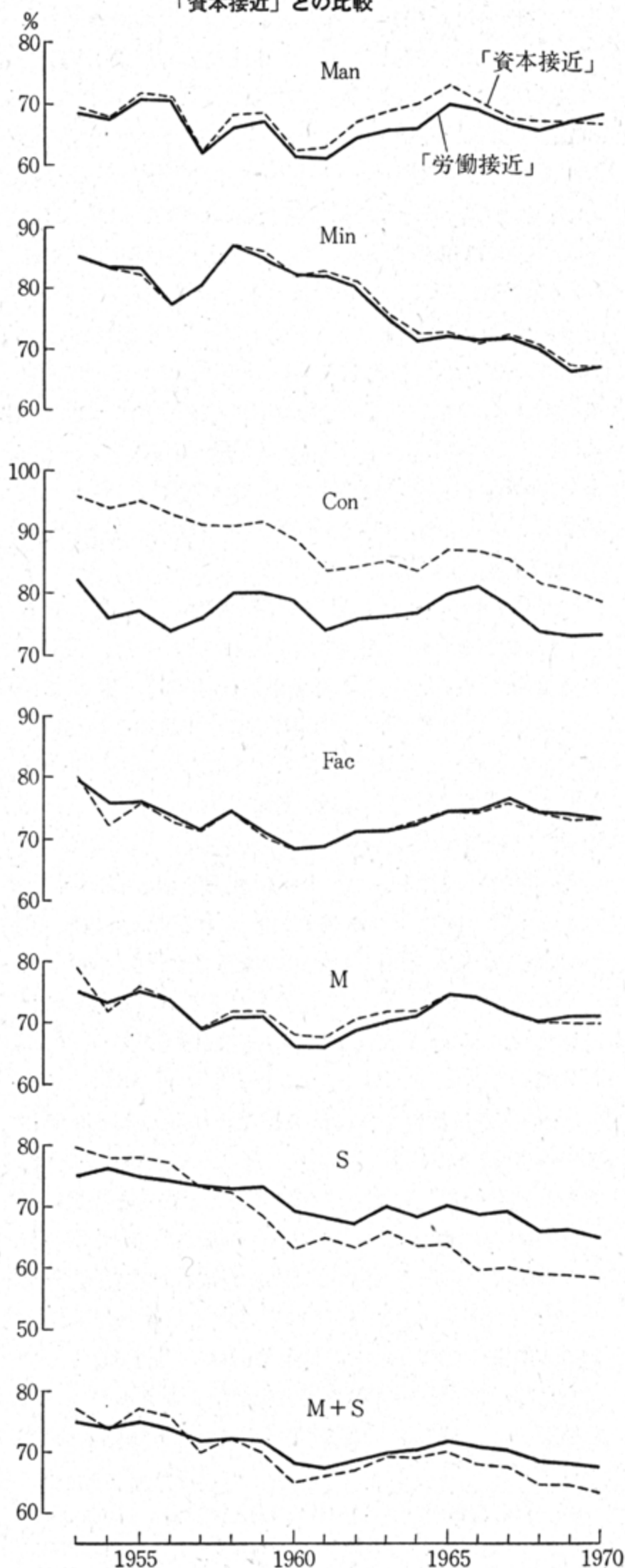
W_2 の推計は次のようにして行なわれる。それは雇用者所得(W_2')と、業主・家族従業者の帰属賃金との合計である。業主の帰属賃金はこの部門の労務者と職員の平均賃金(w_2')によって、家族従業者の帰属賃金はこの部門の労務者の1人当り賃金によって推計される。労務者の1人当り賃金は、 w_2' に労務者対全労働者の賃金格差を乗じて求められる。この賃金格差は部門間でひとしいと仮定し、労働省の『毎月勤労統計』よりえられる格差を利用する。かくして部門2の分配率 W_2/Y_2 と全部門

4) クズネッツ(S. Kuznets)(1968, 第4—2表)は各国の分配率を推計する際、「労働接近」と「資本接近」の両方を同時に試みたが(1968, 161ページ)、彼は前者の推計の方が信頼性があるとしている(1968, 171ページ)。

5) 『事業所統計調査』は3年ごとに存在する。それがえられない中間の年は、直線補間によってこの比

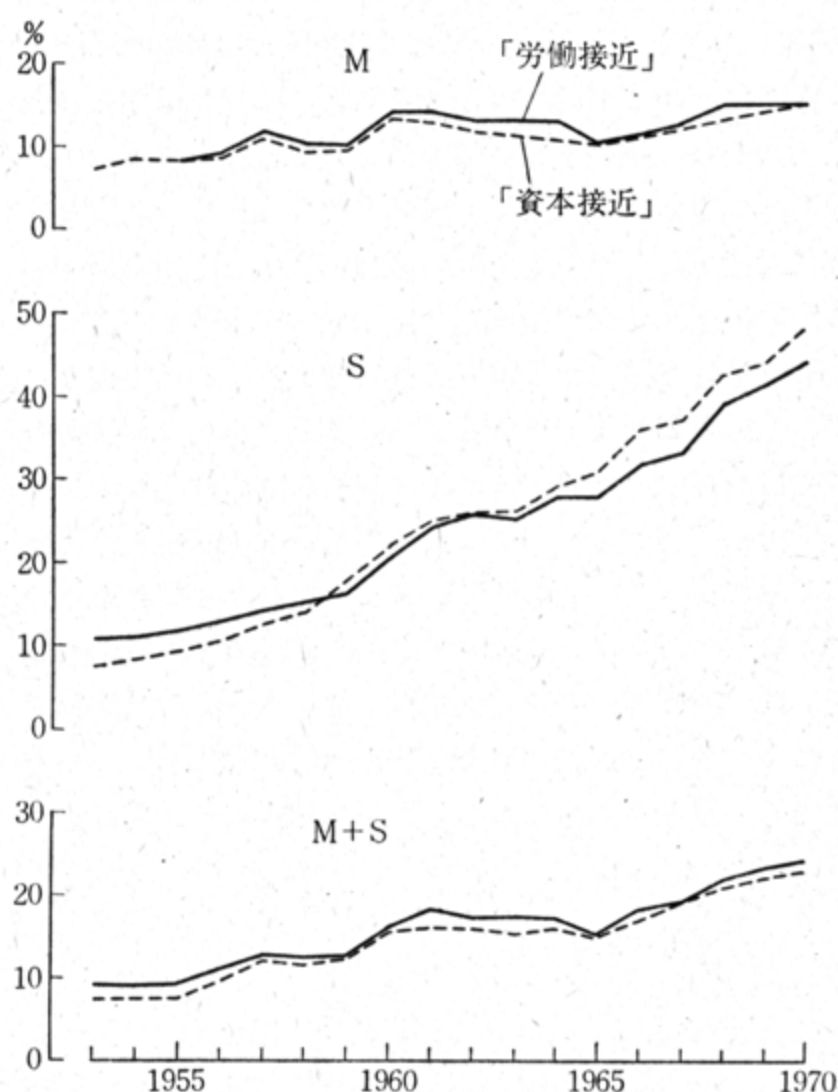
率(民間雇用者数/民間・政府雇用者数および部門1の雇用者数/民間雇用者数)を推計する。

6) われわれの前回の推計(南・小野 1975a; 1975b)(Minami and Ono 1978)では、雇用者はすべて部門1に属すると仮定した。この結果部門2の就業者数、したがって賃金所得の過少評価を招いた。

第 1 図 分配率(W_p/Y_p)の「労働接近」と「資本接近」との比較

(資料) 付表 2, 6。

の分配率 W_p/Y_p (ただし $W_p = W_1 + W_2$, $Y_p = Y_1 + Y_2$) が求められる。

第 2 図 利潤率(r_p)の「労働接近」と「資本接近」との比較

(注) $r_p = A_p/K_p$ ($A_p = A_1 + A_2$, $K_p = K_1 + K_2$), K_p, K_1, K_2 は 1965 年価格。

(資料) 付表 4, 5。

次に参考のために「資本接近」による Y_2 の A_2 と W_2 への分割を試みよう。 A_1 を部門 1 の実質資本ストック (K_1) で除して利潤率 (r_1) を求め、これが部門 2 の利潤率 (r_2) にひとしいと仮定する。かくて r_1 、したがって r_2 に部門 2 の資本ストック (K_2) を乗じて A_2 をうる。 Y_2 より A_2 を差し引いて W_2 とする。 K_1 と K_2 とは経済企画庁推計 (1972) の 1965 年価格 (取付ベース) の粗資本ストックである⁷⁾。

第 1 図は分配率 (W_p/Y_p) の「労働接近」と「資本接近」とを比較したものである。これによると Man, Min, Fac については両接近の差はきわめて小さい。Con については初期に 20 パーセント近い差があり、後に縮小している。これらの合計である M については差はきわめて小さい。S については初めのうち差は小さく、後に拡大している。M+S については差は非常に小さい。また第 2 図には両接近による利潤率 (r_p) の推計値が描かれてい

7) 本来ならば利潤率 (r_1, r_2) は、固定資本と在庫資本との合計に対する利潤の比率として定義されなければならない。しかし在庫資本のデータが弱いので固定資本のみを用いた。

る。「資本接近」の場合には、すでに述べたごとく、 r_p は r_1 と r_2 にひとしい。これによると M と $M+S$ については両推計の差はきわめて小さい。

このようにみると、部門2のウェイトの大きい産業において両接近の差が大きいことがわかる。したがって部門2のウェイトがより高かった戦前について2つの推計を試みたとすれば、ギャップは一層大きいことが予想される。もとよりギャップが大きいからといって、それは「労働接近」が正しくないとか、逆に「資本接近」が誤りであるということの意味するものではない。2つの異なった仮定のもとで結果は若干違ってくるということの意味するにすぎない。いずれにせよ、2つの接近の間で推計値に差異が生ずるので、「労働接近」で戦前と戦後を統一したわれわれの推計の場合でも、戦前は「労働接近」、戦後は「資本接近」による大川・ロゾフスキー推計(1973)の場合でも、それを利用して分析する際には十分な注意が必要である。

III 戦前のM産業の要素所得と分配率の推計

この推計は1906—40年を中心として行なわれる。ここでは利潤や賃金などの要素所得を推計して積み上げ、部門別の要素所得(Y_1, Y_2)とその合計(Y_p)とを推計する。次に部門別の分配率($W_1/Y_1, W_2/Y_2$)とその平均値(W_p/Y_p)を推計する。最後に W_p/Y_p についてのみ、1896—1905年の10年間の延長推計が試みられる。ここでは要素所得の本格的推計は行なわれない。以下(1)~(9)は1906—40年に関する推計であり、1896—1905年の延長推計は(10)で試みられる。

(1) 民間・政府の従業上の地位別就業者数の推計

1920, 30, 40年をベンチ・マークとする。1920, 30年についてはセンサス・データをもとに昭和同人会が推計した計数(1957, 40ページ)、1940年はセンサスの計数を用いる。後者は総理府統計局『日本の人口 昭和40年国勢調査』361ページの産業別就業者数に、『昭和15年国勢調査』第2巻(208—213ページ)の従業上の地位別構成比で分割したものである。その他の年次は(Minami 1973, p. 313)の産業別就業者数を、次に述べる方法により従業上の地位別に分割する。

Man 雇用者は『工場統計表』の従業者数とパラレルに変化すると仮定し、それとリンクして推計。『工場統計表』の存在しない年次については『農商務統計表』の計数とリンク。業主数は『工場統計表』の工場数とパラレルに動くと仮定し、それとリンクして推計する。そのデータの無い年次については『農商務統計表』の計数と

リンクする。家族従業者数は、就業者数より雇用者数と家族従業者数を控除して求める。

Min 業主数と家族従業者数はセンサス間で比較的安定している。そこでこの間の傾向をそれぞれ延長して推計する。ここでは雇用者数が残差として求められる。

Con 業主数は就業者数に業主の割合を乗じて求める。業主の割合は1920—40年では直線補間、それ以前は1920年と同じ割合が仮定される。家族従業者数も同様にして推計。ただし1920年以前の家族従業者の割合は、1920年と1940年の2時点間の傾向を延長して推計する。残差として雇用者数を求める。

Fac 鉄道と電力の従業者はすべて雇用者とみなす。そこでFacの就業者数よりこれら2産業の雇用者をのぞいたもの(Z)を、次の方法で他産業の雇用者、業主、家族従業者に分割する。まず業主数は、 Z に鉄道・電力以外の産業の有業者に対する業主の比率を乗じて求める。この比率は1920—40年は直線補間、それ以前は1920年、1940年の2時点間の傾向の延長として求める。家族従業者数も同様の方法で求められ、残差として雇用者数がえられる。

(2) 政府雇用者の控除

以上で推計された雇用者には政府事業の雇用者が含まれている。これは次の方法で控除される。

Man 官営従業者数は、1920—40年については『工場統計表』よりえられる。1906—19年は、『工場統計表』と『農商務統計表』の官営職工数とリンクして推計する。公営従業者数は、1929—40年については『工場統計表』よりえられる。1920—28年は官営従業者数、1906—19年は官営職工数とリンクして推計する。

Min 政府活動は小さいのでゼロと仮定する。

Con 政府活動としては河川工事を中心とする内務省直轄工事、山林局直轄の治山治水工事などがある。しかしこれを推定するのは困難なので、この産業の政府部分はゼロと仮定する⁸⁾。

Fac 政府活動は国鉄と通信のみと仮定する。国鉄の雇用者数は南1965, 200—201ページより、通信のそれは『帝国統計年鑑』(1906—35年)よりえられる。1936—40年の通信雇用者数は、『逓信省年報』とリンクして推計する。

(3) 民間雇用者の部門別分割

上でえられた民間企業の雇用者数を、次の方法で部門1と2とに分割する。

8) この点は高松信清氏のご教示に負う。

Man 民間雇用者数に「法人雇用比」(民間雇用者数に対する部門1のその比率)を乗じて部門1の雇用者数をうる。「法人雇用比」は1921—26年については、『主税局統計年報書』所載の営業税表の法人、非法人別雇用者数(大川・その他1974, 135ページ)より算出する。それ以外の年次については、1921年と1926年の2時点間の傾向を延長する。民間雇用者数より部門1のそれを差し引いて、部門2の雇用者数をうる。この数字によって試みに業主1人当り雇用者数を求めると、1906年は0.725, 1920年は1.001, 1930年は0.786, 1940年には1.424と傾向として上昇していることがわかる。戦後の最初の年である1953年の計数は1.379であるから、上記の戦前の計数はだいたい納得のいくものである。

Min この産業の「法人雇用比」は、Manの「法人雇用比」に1.057を乗じて推定する。1.057は、1954年の『事業所統計調査』における「法人雇用比」のManに対するMinの比率である。

Con 「法人雇用比」は1915—26年については『営業税表』(大川・その他1974, 137ページ)より算出し、1914年以前は1915年の計数、1927年以後は1926年の計数を仮定する。

Fac この産業の「法人雇用比」はManの1.106倍とする。1.106は、1954年の『事業所統計調査』よりえられるFacのManに対する比率である。

(4) 法人部門雇用者の職員・労務者別分割

次に部門1の雇用者数(L_1)を職員と労務者とに分割する。

Man L_1 に「職員比」(L_1 に対する職員数の比率)を乗じて職員数をうる。「職員比」は1919—40年は『工場統計表』より算出する。それは1919年の0.06から1940年の0.10へ上昇している。1906—18年は1919年とひとしいと仮定する。

Min この産業の「職員比」はManの0.809倍とする。0.809は、1953—55年の『毎月勤労統計』における「職員比」のManに対するMinの比率である。

Con この産業の「職員比」のManのそれに対する比率は1952年には1.10で、それ以降上昇の傾向がみられる(『毎月勤労統計』)。そこで戦前はConとManとの格差はなかったと判断し、Manの「職員比」をそのまま使用する。

Fac 戦後の『毎月勤労統計』では、この産業の職員、労務者別雇用数は集計されていない。そこで「職員比」のFacとManとの比較はできないので、簡単にManの「職員比」をそのまま使用する。

(5) A_1 の推計

(5)より(8)までは要素所得の構成要素の推定を行なう。まず A_1 からはじめる。これは法人利潤と利子支払額との合計である。

Fac 以外の産業 法人利潤は、商工省『会社統計表』の法人純益金—純損金として計算する。ただし1906—20年にはこのデータがないので、藤野正三郎による積立金の年々の増加分⁹⁾とリンクして推計する。利子支払額は、法人の社外負債に利子率を乗じて求める。『会社統計表』では社債しかわからないので、その他の負債を含むように修正する必要がある。すなわち『会社統計表』の社債に、三菱経済研究所『本邦事業成績分析』の社外負債と社債との比率を乗じて社外負債とする。ただし『会社統計表』の社債は1906—20年にはえられないので、この間は藤野推計¹⁰⁾とリンクして推計する。利子率は尾高煌之助・石渡茂による推計値¹¹⁾で、都市銀行の利子率の平均値である。

Fac 法人利潤は私鉄、電力、その他公益事業(ガス・水道、鉄道以外の運輸業)の合計である。私鉄と電力の利潤は南1965, 178—187ページよりえられる。その他公益事業の利潤は1921—40年は『会社統計表』、1906—20年は積立金の増加分とリンクして推計する。利子支払額も私鉄、電力、その他公益事業の合計として算出される。私鉄と電力については南1965, 180—181ページによる。その他公益事業については、社外負債に利子率を乗じて求める。社外負債は、Fac以外の産業と同様の手続きで推計する。

(6) W_1 の推計

これは法人労務者賃金所得と法人職員賃金所得の合計である。これらはそれぞれ労務者数×労務者賃金、職員数×職員賃金として計算される。労務者数と職員数とはすでに(4)で推計されているので、ここでの問題は賃金の推計である。

Man 法人労務者賃金(1年当り)は、大川・その他1967, 246ページの職工1日当り賃金に年間労働日数を乗じて求める。労働日数は1923—40年は労働運動史料委員会1959, 222—224ページの計数を用いる。1909—21年は219ページの計数とリンクして推計し、1906—08年は1909年とひとしいと仮定する。法人職員賃金は、1930年の『東京市民の所得調査』(大川・その他1974, 139ページ)より算出する。

9) 藤野ワーク・シートより。

10) 藤野ワーク・シートより。

11) 尾高・石渡ワーク・シートより。

ージの計数(1,160円)をベンチ・マークとして採用する。これは全産業に関する計数であり、これをすべての産業に適用するのである。これ以外の年次は労務者賃金とリンクして推計する。すなわち部門1における労職別賃金格差を一定と仮定する。

Min 労務者1日当り賃金は、1929—39年は『本邦鉱業の趨勢』(長期経済統計委員会1967, 付表45ページ)より、その他の年次は農業男子年雇賃金(梅村・その他1966, 220—221ページ)とリンクして推計する。労働日数は1926—38年が労働運動史料委員会1959, 226ページ、その他の年次はManとリンクして推計する。職員賃金はManと同様の方法で推計する。

Con 労務者1日当り賃金は、Manのそれに0.72を乗じて求める¹²⁾。0.72は、1952—53年の『毎月勤労統計』によるConとManの賃金比率の平均値である。労働日数は1926—32年は労働運動史料委員会1959, 223ページより、それ以外はManとリンクして推計する。

Fac 労務者1日当り賃金はManのそれに1.15を乗じて求める。1.15は1952—53年におけるFacとManの賃金比率の平均値(『毎月勤労統計』)である。労働日数については、1926—38年は労働運動史料委員会1959, 228ページの交通労働者の計数を用い、その他の年次はManのそれとリンクして推計する。

(7) A_2' の推計

これはManについてはやや手の込んだ推計が行なわれ、その他の産業についてはデータの利用可能性が制限されるため、簡略化した方法がとられる。

Man この産業の A_2' は、納税業主の所得と非納税業主の所得の合計として推計される。納税業主所得は『主税局統計年報書』の第3種所得に、脱税分10パーセントを仮定して加算したものである¹³⁾。非納税業主所得は、免税点以下の業主自身の所得と、彼らのもとで働く家族従業者の帰属賃金の合計と考える。このうち業主自身の所得は、免税点以下の業主数にその1人当り所得を乗じて求められる。免税点以下の業主数は、(1)でえられた業主数より納税業主数(営業税表における営業人員一同じく会社数)を差し引いて求める。1人当り所得は1910, 1935年をベンチ・マークとし、その他の年次は

納税業主1人当り所得とリンクして推計する。ベンチ・マークは部門の職員賃金にひとしいと仮定する。

家族従業者の帰属賃金は、非納税業主の家族従業者数に同1人当り賃金を乗じてえられる。同家族従業者数は、(1)でえられた家族従業者の総数に、業主総数に対する非納税業主数の比率を乗じて求められる。すなわち業主1人当り家族数は、納税業主と非納税業主との間でひとしいと仮定するのである。家族1人当り賃金としては部門2の労務者賃金を用いる。この部門の労務者賃金は、部門1の労務者賃金に部門間の賃金格差を乗じて推定する。問題はこの賃金格差をいかにして推定するかにある。いま2つの仮定をおく。第1は、労務者賃金に関する部門間格差が職員賃金の格差、したがって労職平均賃金の格差(w_2'/w_1')にひとしいという仮定である。第2はこの賃金格差(w_2'/w_1')が、農業年雇賃金の製造業平均賃金に対する比率(θ)とリニアの関係をもって変化するという仮定である。これは部門1の労働者は部門2の労働者より熟練度の高い労働者であると考えられるが、これらの相対的關係は不熟練労働の代理としての農業労働と熟練労働の代理としての製造業労働との相対的關係と緊密な関係にある、と考へて差し支えないからである。(製造業労働は不熟練工も含むが、平均的には農業労働にくらべて熟練度が高い。)そこで w_2'/w_1' と θ との関係を戦後(1953—70年)について計測する。

$$w_2'/w_1' = -0.178 + 2.601\theta$$

ただし w_1' はII(2)の W_1 を雇用者数で除して算出され、 w_2' は同じくII(2)で推計されている。農業賃金はMina-mi 1973, p. 298, 製造業平均賃金は『毎月勤労統計』のものである。いまこの関係式が戦前にも成立すると仮定する。そこでこの式に戦前期の年々の θ を代入することによって、 w_2'/w_1' をうる。戦前の θ は農業年雇賃金(梅村・その他1966, 220—221ページ)と製造業賃金((6)で求められた部門1の労務者の年間賃金)との比率である。ただしこの計算によると w_2'/w_1' は1906—19年に1をこえるので、この期間はそれを1と仮定する。すなわち賃金格差は1906—19年には存在せず、1920年代に発生したと仮定するのである。この仮定は現実的なものである。こうして求められた賃金格差(w_2'/w_1')を部門1の労務者賃金に乘じて、部門2の労務者賃金をうる。

Min 業主1人当り所得を別途推計し、これに業主数を乗じて A_2' を推計する。業主1人当り所得は1910, 1935年をベンチ・マークとする。まず1935年の業主1人当り所得は、後述の1社当り利益に0.02を乗じたものである。0.02は、1953—55年における業主1人当り

12) 建設業賃金については佐野陽子による推計(長期経済統計委員会1967, 付表)があるが、これは熟練工に偏っているため過大と判断されたので使用しない。

13) 脱税分を10パーセントとして加算する方法は、たとえば山田雄三(1957, 64—65ページ)でも採用されている。

所得と1社当り法人所得との比率の平均値である。この比率の分子(業主1人当り所得)は、NISの業主所得を総理府統計局『労働力調査』の業主数で除したものであり、分母(1社当り法人所得)は、NISの法人所得を大蔵省『法人企業統計』の会社数で除したものである。もう1つのベンチ・マーク(1910年)は、上でえられた1935年の業主1人当り所得に、部門1の職員賃金((6)で推計)の1910/1935の比率を乗じて求める。これら2つのベンチ・マーク以外は、部門1の1社当り利益とリンクして推計する。1社当り利益は法人利潤(A_1)を会社数¹⁴⁾で除したものである。

Con Minと同様に推計する。ただし1935年の業主1人当り所得は、1社当り利益の0.45倍とする。0.45の出所はMinと同じである。

Fac これもMinと同様に推計するが、1935年のベンチ・マークを求める際の業主1人当り所得の倍率は0.10である。この出所もMinと同じである。

(8) W_2' の推計

これは部門2の雇用者数((3)で推計)に部門2の労働者職員平均賃金(w_2')を乗じて求められる。 w_2' は次のように推定される。

Man w_2' を以下のように分解する。

$$\begin{aligned} w_2' &= \text{部門1の労働者賃金} \times \frac{\text{部門2の労働平均賃金}}{\text{部門1の労働者賃金}} \\ &= \text{部門1の労働者賃金} \times \frac{\text{部門1の労働平均賃金}}{\text{部門1の労働者賃金}} \\ &\quad \times \frac{\text{部門2の労働平均賃金}}{\text{部門1の労働平均賃金}} \end{aligned}$$

上式の第3項は w_2'/w_1' であり、これは(7)で推計されている。第2項については、1953—55年の『毎月勤労統計』では平均1.14となるので、それをそのまま戦前にも仮定する。すなわち戦前における部門1の労働者賃金と労働平均賃金との格差は、戦後の初期とひとしい水準で一定であったと仮定するのである。

Min Manと同様の手続きによって推計する。 w_2' を分解した第2式の第3項(w_2'/w_1')は、1953—70年について推定される次の関係式を戦前に適用することによって推計される。

$$w_2'/w_1' = 0.585 + 0.692 \theta$$

第2項は1953—55年の平均値で1.09である。

14) 会社数は1917—40年については、『会社統計表』よりえられる。1906—16年は『農商務統計表』の会社数(藤野ワーク・シートより)とリンクして推計する。

Con 上式の第3項は

$$w_2'/w_1' = 0.580 + 0.161 + 2.592 \theta$$

によって推定、第2項は1.30である。

Fac 上式の第3項は

$$w_2'/w_1' = -0.132 + 2.592 \theta$$

によって計算される。第2項についてはManの数値(1.14)を適用する。これはFacについては、労働別賃金がえられないからである。

(9) 分配率の推計

前項までの作業でえられた A_1 と W_1 、それに A_2' と W_2' とをそれぞれ合計することによって、各部門の要素所得(Y_1, Y_2)をうる。またその合計として民間非1次産業全体の要素所得(Y_p)をうる。この推計結果の吟味はV(1)にゆずり、ここでは分配率の推計に進む。

部門1の分配率は W_1/Y_1 として容易に求められる。部門2の分配率(W_2/Y_2)を求めるためには、 Y_2 を A_2 と W_2 とに分割しなければならない。われわれは「労働接近」によってこれを行なう。すなわち W_2 を推計して残差として A_2 を求めるのである。 W_2 はすでにえられた W_2' 、個人業主の労働サービスに対する報酬、家族従業者のそれとの合計である。個人業主の帰属賃金は部門2の労働平均賃金(w_2')、家族従業者のそれは部門2の労働者賃金をそれぞれ適用することによって推計される。部門2の労働者賃金は、Manについてはすでに(7)で推定されている。その他の産業についてはManと同じ方法で推計される。すなわち部門1の労働者賃金に部門間の賃金格差を乗じて求めるが、賃金格差としてはすでに推計された w_2'/w_1' を適用することができる。この適用は、労働平均賃金に関する部門間格差が労働者賃金についても成立することを前提としている。

(10) 1896—1905年の延長推計

1906年以降については要素所得を構成要素別に推計し、その合計として要素所得を求めたり分配率の推計を行なった。これ以前の時期については、データの利用可能性が限定されているため、同様の推計はいまのところ不可能と判断される。そこでここでは、ごく簡単な方法でMの Y_p と W_p とを延長推計し、分配率 W_p/Y_p を求めることにする。ただしこのような推計をあまり長い期間について行なうことはあまり意味がないので、ここでは10年間(1896—1905年)に限定することにする。

Y_p 要素所得(Y_p)とNDP(市場価格表示で政府企業の分を含む)との比率が一定と仮定して Y_p を推計する。1906—10年におけるこの比率の平均値は0.772であるが、これを1896—1905年のNDP(大川・その他1974, 202ベ

ージ)に乗じて Y_p をうる。

W_p これは M の就業者数(L_p)と1人当り賃金(w_p)との積として求められる。まず L_p を求める。Minami 1973, p. 312 の $M+S$ の就業者数(政府企業を含む)から、 S の就業者数(大川・その他 1974, 129 ページ)を差し引いて M の就業者数(政府企業を含む)をうる。次いでこれより M に属する政府企業の就業者数を差し引いて L_p をうる。政府企業の就業者数は、 M の就業者数(政府企業を含む)におけるその割合が一定であったという仮定のもとに推定される。すなわち 1906—10 年におけるその割合の平均値(26.9 パーセント)を適用する。 w_p は、大川・その他 1967, 243 ページの製造業の賃金(1日当り)とリンクして推定する。すなわち w_p は 1906 年以降について W_p/L_p として計算されるが、これと上記の製造業賃金との比率は 1906—10 年平均で 0.297 である。これを 1896—1905 年の製造業賃金に乗じて w_p を求めるのである。

IV 戦前の S 産業の要素所得と分配率の推計

S 産業についても、 M とほぼ同様の手続きによって要素所得と分配率(A 系列)が推計される。期間は 1906—40 年であり、1896—1905 年については簡単な延長推計が行なわれる。以下(1)―(2)はこの推計の概要である。(3)では、LTES の要素所得を利用した分配率の推計(B 系列)を参考として試みる。

(1) 従業上の地位別就業者数の推計

民間・政府の S の就業者数(Minami 1973, p. 313)を 1920, 30, 40 年をベンチ・マークとして、従業上の地位別に分割する。まずこの 3 年について就業者にしめる雇用者の割合を算出し、この割合を中間の年は補間、前後の年は延長して推計する。この年々の割合を、民間・政府の就業者数の系列に乗じて民間・政府の雇用者数の系列をうる。これより政府の雇用者数(大川・その他 1974, 129 ページ)を差し引いて、民間の雇用者数をうる。業主数も同じ年をベンチ・マークとして推計される。その方法は雇用者の場合と同じである。家族従業者数は残差として推計される。

次に雇用者を 2 つの部門に分割する。すなわち部門 1 の雇用者数(L_1)は、雇用者総数に「法人雇用比」(民間雇用者数に対する L_1 の比率)を乗じて求める。「法人雇用比」は、5 大都市(東京、大阪、神戸、横浜、名古屋)の『商業調査書』(1931—35 年)より計算したものをを用いる¹⁵⁾。5 市の平均値は 0.443 となるが、これを 1932 年の計数とみなす。1915—26 年は営業税表(大川・その他

1974, 136 ページ)より算出される「法人雇用比」とリンクして推計する。1914 年以前は 1915 年のレベルで一定とし、1927 年以後は 1926 年のレベルで一定とする。

(2) 要素所得と分配率の推計

A_1 M と同様に推計された S の利潤および利子支払額より、部門 1 が他産業から受け取った利子を差し引いて求める。後者は S 産業の他産業からの受取利子(大川・その他 1974, 208 ページ)を、LTES における法人所得と業主所得(大川・その他 1974, 208 ページ)の比率によって 2 つの部門に分割して求める。

W_1 この推計は佐野陽子によるサービス業 1 日当り賃金の推計値(長期経済統計委員会 1967, 56 ページ)をベースとして行なわれる。この推計値を各種の賃金系列と比較すると、熟練度の高い労働者の賃金とは非常に違った動きを示す。すなわちそれは 1920 年代後半から急激に低下し、1932 年に最低となる。(1932 年は 1925 年の 0.54 倍である。)その後上昇するが、1940 年には 1919 年の水準にもどるにすぎない。これに反してたとえば金属業男子の賃金は、1920 年代と 1930 年代はじめの不況期にもほとんど低下せず(1932 年は 1925 年の 0.96 倍)、1939 年は 1919 年の 1.41 倍にも達している(大川・その他 1967, 248 ページ)。むしろ佐野推計は農業日雇賃金に近い。農業男子日雇賃金は不況期に大きく低下する(1932 年は 1925 年の 0.50 倍)(大川・その他 1967, 245 ページ)。そこでわれわれは佐野推計を、部門 2 の労務者賃金とみなす。

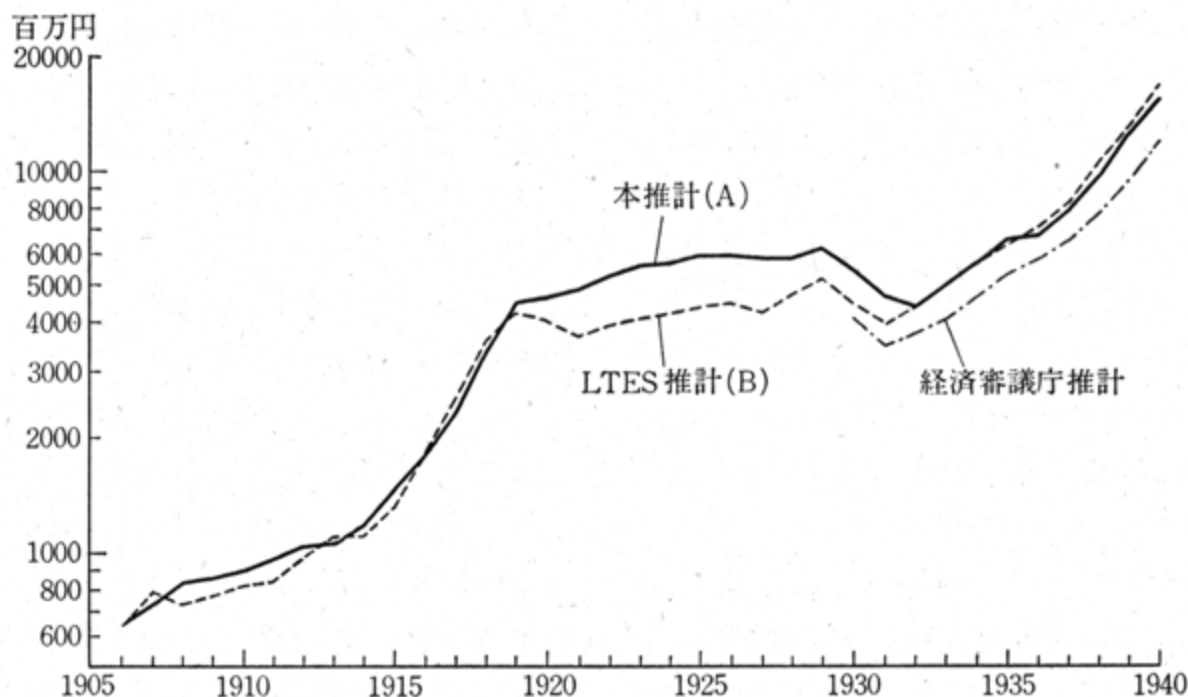
この産業には労働日数のデータがえられないので、Man の労働日数の 1.03 倍とする。1.03 は、1953—55 年の『毎月勤労統計』における S の労働日数と、Man の労働日数の比率の平均値である。佐野推計にこれに乗じて、部門 2 の年間労務者賃金をうる。さらにこれに労職平均/労務賃金の比率を乗じ、労職平均賃金(w_2')を求める。しかし S では戦後においても労職別賃金がえられない。そこで Man の部門 1 における労職平均賃金($w_1'=w_1$)と、労務者賃金との比率で代用する。

以上でえられた部門 2 の労務者年間賃金と労職平均年間賃金を、部門間格差(w_2'/w_1')で除すことによって、部門 1 の労務者年間賃金と労職平均年間賃金(w_1)とがえられる。格差は次の回帰式(1953—70 年)によって推定される。

$$w_2'/w_1' = 0.150 + 1.476 \theta$$

A_2' これは納税業主所得と非納税業主所得の合計よ

15) これは牧野文夫氏の集計による。

第 3 図 要素所得(Y_p)の他推計との比較—M

(注) 民間のみ。

(資料) 本推計: 付表 1。

LTES 推計(要素価格表示の NDP, 民間)=市場価格表示の NDP(民間・政府)−
(間接税−補助金)−政府企業の NDP。

市場価格表示の NDP: 大川・その他 1974, 202 ページ。

間接税, 補助金: 大川・その他 1974, 145 ページ。

政府企業の NDP: 高松ワーク・シート。

経済審議庁推計(要素所得, 民間)=同推計(要素所得, 民間・政府)−政府企業の NDP。

同推計(要素所得, 民間・政府): 大川・その他 1974, 203 ページ。政府企業の NDP: 前出。

り, 部門 2 が他産業から受け取った利子を控除して求める。これは A_1 の項でえられた。納税業主所得と非納税業主所得とは, Man と同じ方法によって推計される。ただし後者の所得の推計に際して用いられる非納税業主 1 人当り所得のベンチ・マーク (1910, 1935 年) は, 納税業主 1 人当り所得に修正係数を乗じて求めた。修正係数とは, 両年における Man の非納税業主 1 人当り所得と, 同じく納税業主 1 人当り所得の比率である。

分配率 $Y_2 (=A_2' + W_2')$ を A_2 と W_2 とに分割し分配率(A 系列)を推計する。この分割は M とまったく同じ方法によって行なわれる。

延長推計 1896—1905 年の延長推計は M と同様の方法で行なわれる。すなわち Y_p と W_p は, 分配率の B 系列を推計する際利用される Y_p と W_p とそれぞれとリンクすることによって推計される。

(3) LTES ベースの分配率(B 系列)の推計

ここでの目的は, 大川一司・高松信清による要素所得の推計結果(大川・その他 1974, 231 ページ)をベースとして, 分配率(B 系列)を推計することである。期間は 1885—1940 年である。まず要素所得(Y_p)を Y_1 と Y_2 とに分割する必要がある。まず Y_1 を A_1 と W_1 との合計として求める。 A_1 については, 大川・高松推計¹⁶⁾をそ

のまま利用する。 W_1 は部門 1 の労職平均賃金(w_1)と雇用者数(L_1)との積である。 w_1 については大川・高松推計¹⁷⁾を利用する。 L_1 は, 大川・高松による S 部門の雇用者数に「法人雇用比」(全雇用者に対する L_1 の比率)

第 1 表 労働生産性(y)と賃金(w)—S と Man との比較

(円)

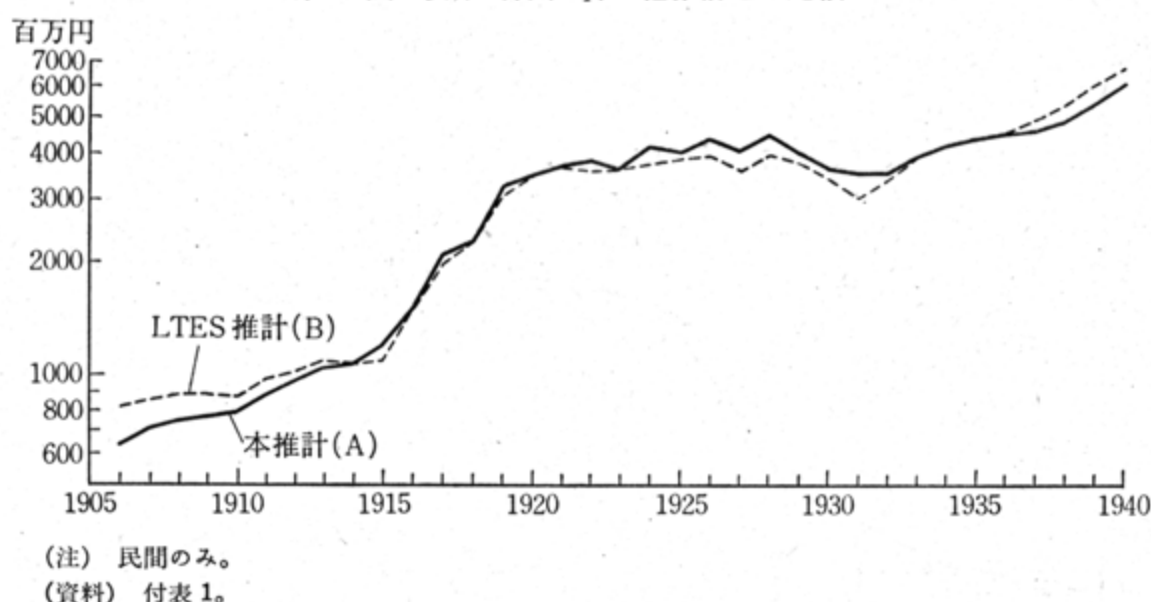
		1906	1910	1915		1906	1910	1915
y_1	S(A)	247	252	463	w_1	105	122	143
	S(B)	239	247	292		175	195	211
	Man	170	183	307		99	115	131
y_2	S(A)	159	158	188	w_2	103	120	136
	S(B)	214	213	242		169	185	181
	Man	134	198	227		97	114	131
y_p	S(A)	174	174	238	w_p	103	120	137
	S(B)	217	217	248		170	186	185
	Man	141	195	250		98	114	131

(注) $y_1 = Y_1/L_1$, $y_2 = Y_2/L_2$, $y_p = Y_p/L_p$, $w_1 = W_1/L_1$, $w_2 = W_2/L_2$,
 $w_p = W_p/L_p$ 。

(資料) 付表 3。

16) 高松ワーク・シートより。

17) 高松ワーク・シートより。(1930 年を 100 とする指数は大川・その他 1974, 140 ページに掲載されている。)

第4図 要素所得(Y_p)の他推計との比較—S

を乗じて求める¹⁸⁾。「法人雇用比」は(1)のものをそのまま用いる。 Y_2 は Y_p ¹⁹⁾と Y_1 の差として求める²⁰⁾。分配率の計算には W_2 が必要であるが、これは(2)と同じ方法によって推計される。

V 要素所得と分配率の推計結果の吟味

(1) 要素所得の他推計との比較

われわれの要素所得の推計結果を、まずLTES第1巻の推計結果と比較してみよう。第3図にはM産業の要素所得(Y_p)と、LTESのNDP(要素価格表示に調整した)とが描かれている。それによると、1906—19年と1932—40年については両者はきわめて近似している。すなわち分配面と生産面からの国民所得の推計が、ほぼ同一の結果をえたのである。しかし2期間の中間の年次については、両者はかなり大きなギャップを示している。

第4図はS産業の Y_p についての比較である。(LTESのこの産業のNDPは、要素所得接近法によるものであり、分配率(B系列)の推計にそのまま使用された。)推計期間のはじめにおいて、本推計(A)はLTES推計(B)を下回っている。いずれが正しいかの判断の材料は、この産業の労働生産性を他産業と比較してみることによ

ってえられる。第1表によると、Sの生産性(y_p)はB推計の場合1906, 1910年においてManを大幅に上回っている²¹⁾。A推計では1906年においてManを上回っているが、1910年にはManを下回っている。 y_p を y_1 と y_2 に分けてみると、A推計とB推計との差は y_1 ではなく y_2 にあることがわかる。すなわちSの y_1 はA推計もB推計もManの y_1 を上回るが、 y_2 についてはA推計とManの差はごく僅かで、B推計とManとの差が大きい。B推計の y_2 は1906, 1910年においてManの y_1 さえ上回っていることは、とくに注意する必要がある。(A推計の y_2 はManの y_1 より小さい。)これはいかにも非現実的であり、LTESのこの産業の要素所得が過大であることを示しているように思われる。

この時期の Y_p のA系列とB系列の差がどこから生じたかをみるために、 Y_p の構成要素(A_1, W_1, A_2, W_2)を吟味すると、差の主な原因は W_1 と W_2 にあることがわかる。そこで1人当り賃金(w_1, w_2, w_p)を算出し、Manのそれと比較してみよう。 w_p については、A推計はManを僅かに上回る程度であるが、B推計はそれを大幅に上回っている。1906年についてみるとB推計はManの1.7倍である。 w_1, w_2 についても同様のことがいえる。注意すべきことは、B推計の w_2 はManの w_1 でさえ大幅に上回っていることである。1906年では前者は後者の1.7倍にも達している。このことは、LTESのSの賃金所得が初期において過大であり、それが要素所得の過大推計を招いたといえる。第5図にはM+Sに関する2つの推計の比較が行なわれている。

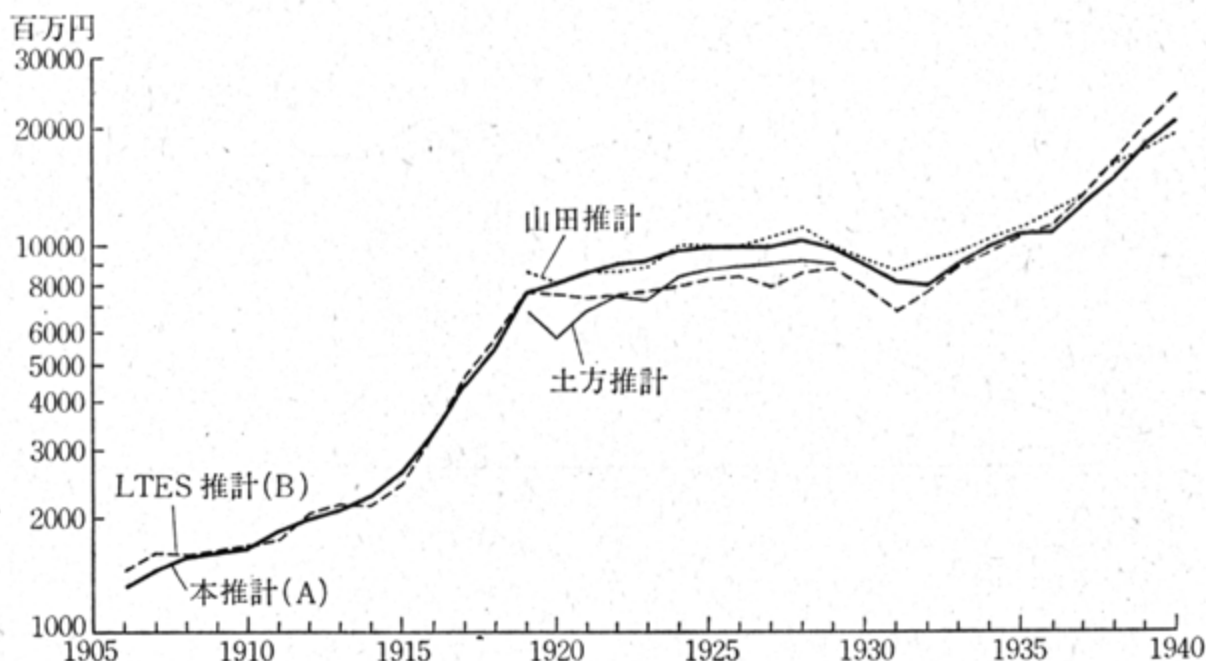
次に戦前期の土方成美による先駆的な試み(1933)、それを改善した山田雄三の研究(1951)、および経済審議庁

18) Sの雇用者数は、大川・その他1974, 131ページにおける商業・サービスBの雇用者数と、家事使用人数との合計である。これより L_1 を差し引いて L_2 をうる。したがって家事使用人はすべて L_2 に含まれる。業主数は同131ページの商業・サービスBの業主と、同129ページの自由業の合計とする。家族従業者数は同131ページの商業・サービスBの家族従業者数である。

19) これは大川・その他1974, 207ページにおける商業サービスAの所得と、同じく公務の所得との差である。

20) この手続きは、副業者の所得が Y_2 に含まれることを意味する。

21) LTESによればSの生産性が他産業に比して高いことは、大川一司によって指摘されている(大川1975, 183ページの図8—1)。

第5図 要素所得(Y_p)の他推計との比較—M+S

(注) 第4図と同じ。

(資料) 本推計: 付表1。

LTES 推計(要素価格表示のNDP): 第3図と第4図の合計。

土方推計(要素所得): 1933, 第13章の第7表。

山田推計(要素所得): 1957, 119—120 ページ。

による系列との比較を行なう。これらはいずれも産業別推計であるが、土方推計と山田推計の産業分類がわれわれの分類と若干ことになっているので、われわれの推計と直接比較できない。そこでM産業については、経済審議庁推計(1930—40年)との比較だけを行なう。第3図によるとこの推計は、本推計とLTES推計を一貫して下回っている。この点は『長期経済統計』第1巻のなかでも指摘されているが、その理由については何も述べられていない(大川・その他1974, 156ページ)。

土方・山田推計との比較はM+S産業について行なうのが便利である。第5図によると土方推計(1919—29年)は、LTES推計とかなり接近していることが注目される。しかし土方推計の基礎となった統計資料をあたってみるとこの推計が信頼できるものでないことがわかる。たとえば山田雄三によって批判されているように、土方による雇用者数の推計には明らかに大きなバイアスがあり、それをもとに算出される勤労所得は当然信頼性のとぼしいものである。土方によると1919年の勤労所得は3,489(百万円)であるが、山田はこのペースとなった人員の過大推計を修正し、2,579(百万円)の勤労所得をえている(山田1957, 75ページ)。こうしてえられた要素所得の山田推計(1919—40年)は、われわれの推計に近い。LTES推計とからめて比較すると、1920年代は本推計と山田推計とはほぼ一致してLTES推計を上回り、1930年代には両推計は山田推計より高い成長率を示している。

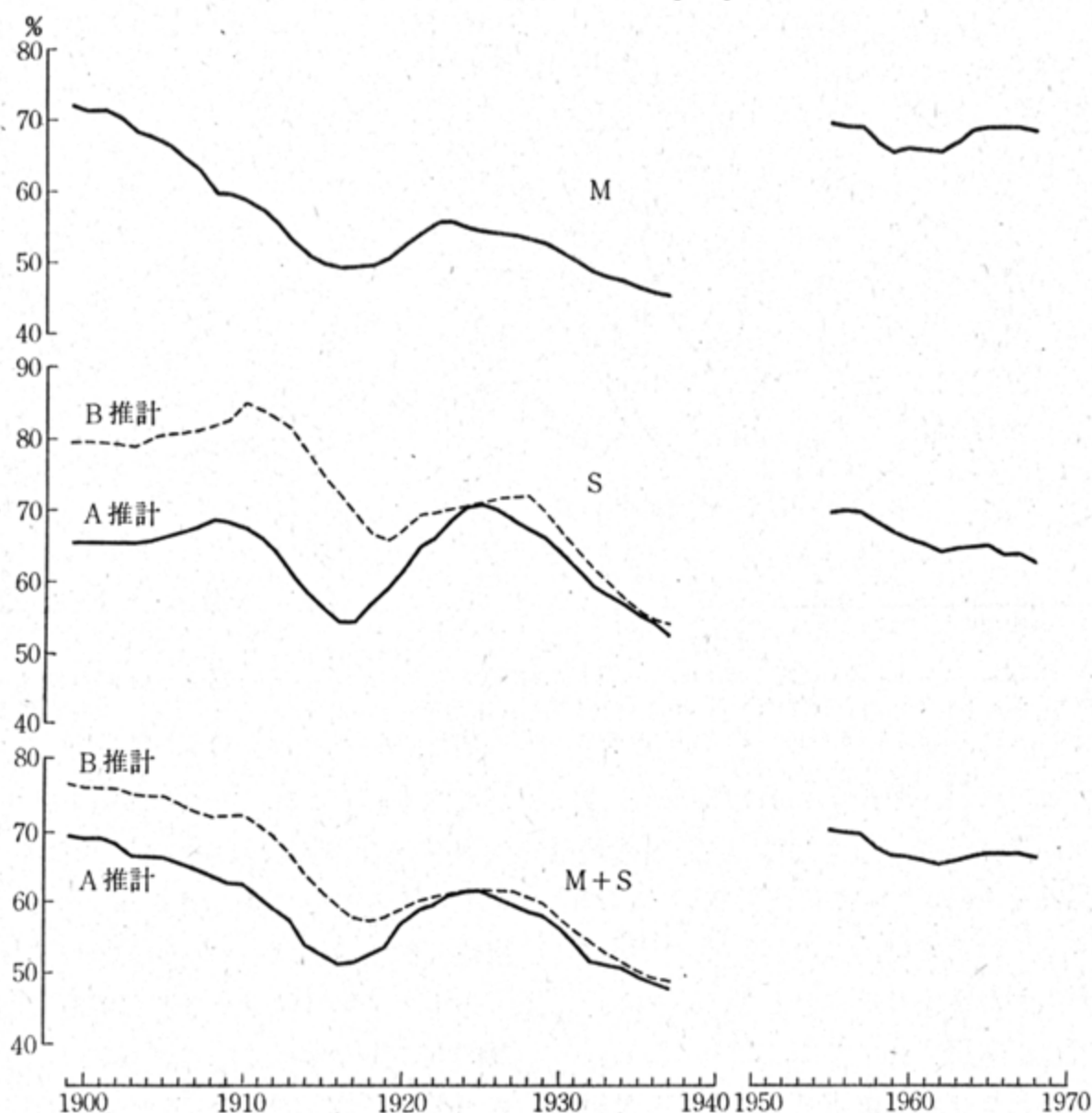
(2) 分配率の他推計との比較

まずLTESベースの推計(B)と比較しよう。第6図

にはM, S, M+Sの分配率(W_p/Y_p)が描かれている。このうちS, M+SについてA, B両推計が図示される。これによると初期では、B推計はA推計をかなり上回っている。今世紀初頭のSについては、差は14パーセントに及ぶ。しかし変動のパターンは非常によく似ている。分配率を部門別にみると、両推計の差は部門1において大きい。

戦前期のManについては、これまで土方成美、山田雄三、梅村又次、篠原三代平によって分配率の推計が行なわれている。それらの結果はすべて第7図として掲げてある。このうち土方推計はもっとも高い分配率を示すが、これは雇用者数の過大推計によるものである。山田は土方による雇用者数の推計を改訂し、また所得の推定もことなった方法を採用した。すなわち土方推計では要素所得は賃金、業主所得、利潤等の合計として求められたが、山田推計では生産所得に付加価値率を乗じて要素所得を求め、別に推計された賃金所得をそれぞれ除して W_p/Y_p を算出している。この方法は、利潤・利子等の非賃金所得を残差として求めることを意味するが、梅村、篠原両推計でもこの簡便法が用いられている。図によると山田、梅村、篠原の3推計は、よく似たパターンを示している。すなわちレベルもほぼ同じであるし、動きも(1910年代後半からの上昇、1920年代後半からの低下)実によく似ている。

さてこれらの推計には1つの根本的な欠陥がある。それは分配率の分子の賃金所得に、個人業主と家族従業者の労働評価が含まれていないことである。(業主所得は、

第6図 産業別分配率(W_p/Y_p)

(注) 7ヵ年移動平均による。

(資料) 付表2。

非賃金所得とみなされている。)したがってわれわれの定義によれば、この分配率は W_p'/Y_p (W_p' は雇用者の賃金所得) であり、本来の分配率(W_p/Y_p)ではない。製造業の零細企業はほとんど個人業主の所有によるものであるから、 W_p' と W_p とのギャップは製造業といえども大きいはずである。

さて W_p'/Y_p は次のように書き換えられる。

$$\frac{W_p'}{Y_p} = \frac{W_p}{Y_p} \cdot \frac{W_p'}{W_p}$$

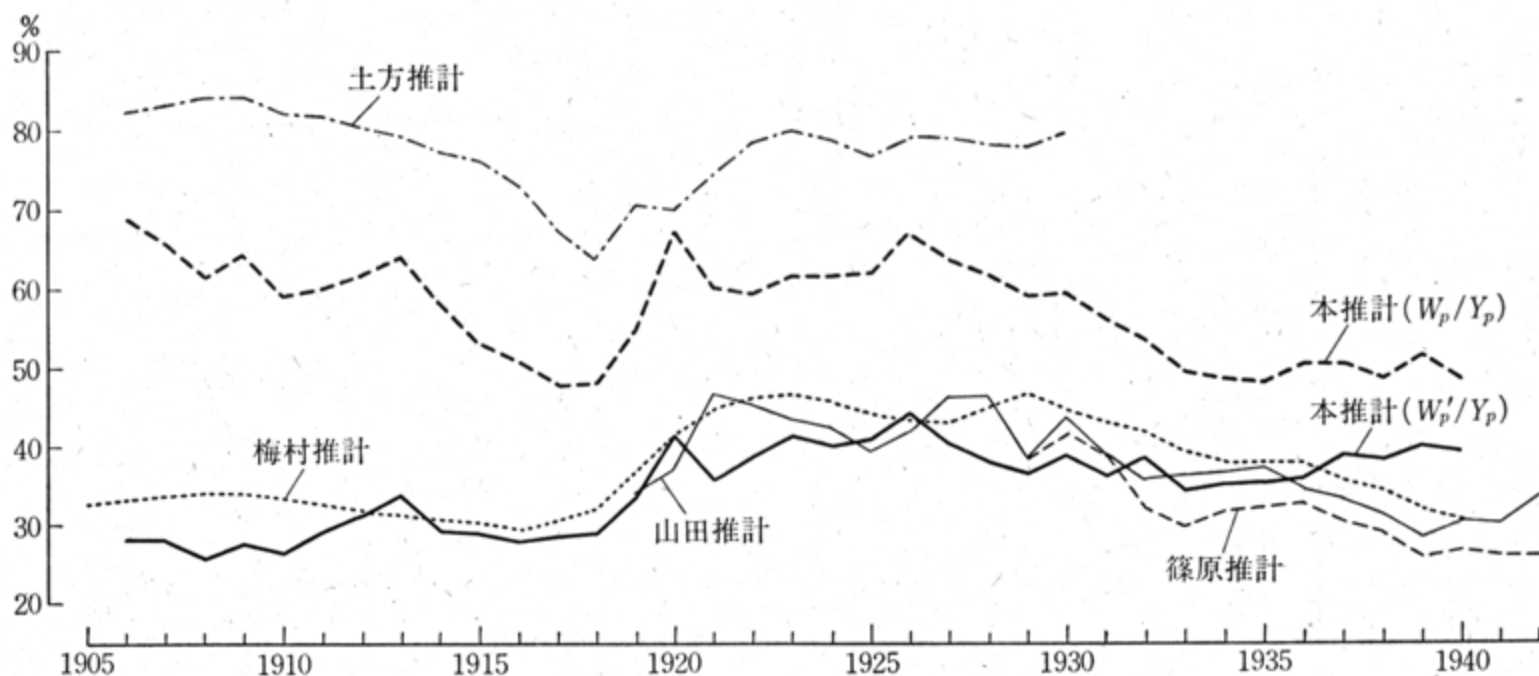
右辺第1項(W_p/Y_p)は本来の分配率であり、第2項(W_p'/W_p)は帰属賃金を含めた賃金所得に対する雇用者所得の割合である。後者は歴史的に著しい上昇を示している²²⁾。したがって W_p/Y_p が一定でも、 W_p'/Y_p は上昇することがあるし、 W_p/Y_p が低下していても W_p'/Y_p は低下しないことがありうる。第7図にはわれわれの推計による Man の W_p'/Y_p と W_p/Y_p も描かれている。これによると W_p'/Y_p は、1906年の28パーセントから

1940年の39パーセントへ、11パーセント・ポイントも上昇している。しかし W_p/Y_p は、69パーセントから47パーセントへ22パーセント・ポイントも低下しているのである。この結果両者のギャップは、1906年には41パーセント・ポイントであったが、1940年には8パーセント・ポイントへと大幅に縮小している。このギャップの縮小は、いうまでもなく W_p/Y_p の著しい上昇によるものである。このことは、上記の既存の系列は本来の分配関係の動きを表わしておらず、時にはまったく現実とかけ離れた結果を示す危険性があることを示している。この観点から本推計の W_p/Y_p と土方推計をのぞく既存の推計とをくらべると、第1にレベルが大きくことなること、第2に本推計は長期的に低下傾向を示すのに反し、山田や梅村の推計は長期的には一定に近いという相違がみとめられる。既存推計の一定性は、業主・家従の帰属賃金を無視した結果生じたものである。

次に M+S に関する大川一司による推計(1965)と比較してみよう。この推計は山田雄三(1957)と経済審議庁国民所得課による要素所得の推計をベースとし、部門別分

22) W_p'/W_p は1906年には41.0パーセントであったが、1940年には83.8パーセントとなっている。

第 7 図 分配率の他推計との比較—Man



(注) 土方推計: 製造業, 鉱業, 建設, 電力の合計。山田推計: 製造業, 電力, ガス, 水道の合計。梅村推計: 5人以上の製造業の事業所。5ヵ年移動平均。篠原推計: 5人以上の製造業の事業所。

(資料) 本推計: 付表 2。土方 1933, 47 ページ; 篠原 1955, 44 ページ; 梅村 1961, 79 ページ; 山田 1957, 49, 70-71 ページ。

配率の推計については, 戦前・戦後とも「労働接近」を採用している。第 8 図によると W_1/Y_1 は, 戦前・戦後とも大川推計が本推計を上回っている。とくに戦前については, 両者のギャップは大きい。この事実, 大川推計における問題点の 1 つから生じたものと考えられる。すなわち大川推計では, 雇用者はすべて部門 1 に属し, 部門 2 には雇用者は存在しないと仮定されている(大川 1965, 2 ページ)。しかし実際には, 部門 2 にも多数の雇用者が存在するのである²³⁾。この仮定は W_1/Y_1 の過大評価と, W_2/Y_2 の過少評価を招く²⁴⁾。しかし両推計はそのレベルの差を別にすると, 実によく似た変動を示している。

非法人部門の分配率(W_2/Y_2)についても, 戦前期に大川推計は本推計を大きく上回っている。大川推計のレベルはきわめて高く, 1923 年には 100 パーセントに達している。ところで W_2 の大川推計には 2 つの問題がある。1 つはすでに述べたように, 部門 2 の雇用者所得が無視されていることである。もう 1 つは, 家族従業者の帰属賃金が考慮されていないことである(大川 1965, 3 ページ)²⁵⁾。いずれも W_2 したがって W_2/Y_2 の過少推計を

導く。もしもこれらの点を改善したとしたら, 戦前期の大川推計の W_2/Y_2 は, 多くの年について 100 パーセントをこえることになるであろう。このことは, この推計自体の信頼性について疑問を投げかけるものといえよう。

大川・ロゾフスキー推計(1973)も, 大川推計と同じく部門別に行なわれている。戦前に関する推計の手法は, 大川推計と基本的には変っていない。戦後については, やはり NIS がベースとなるが, W_2/Y_2 の推計に際して「資本接近」を採用している点が大川推計と違っている。大川・ロゾフスキー推計の年々の結果は部門別には公表されていないので, ここでは 2 部門の平均値(W_p/Y_p)についてみる。まず第 9 図の大川・ロゾフスキー推計を大川推計とくらべてみる。戦後については大きな違いはない。戦前については, 大川推計でみられた低下傾向が大川・ロゾフスキー推計ではほとんどみられない。次に大川・ロゾフスキー推計をわれわれの推計と比較してみる。戦前について両推計はかなり違った動きをみせる。われわれの推計値は長期的低下をみせるのに反し, 大川・ロゾフスキー推計は全期間を通してみるとむしろ上昇みであるといえる。ただしトレンドをのぞいた変動については, 両推計はきわめてよく似たパターンを示している。

(3) 分配率の動き

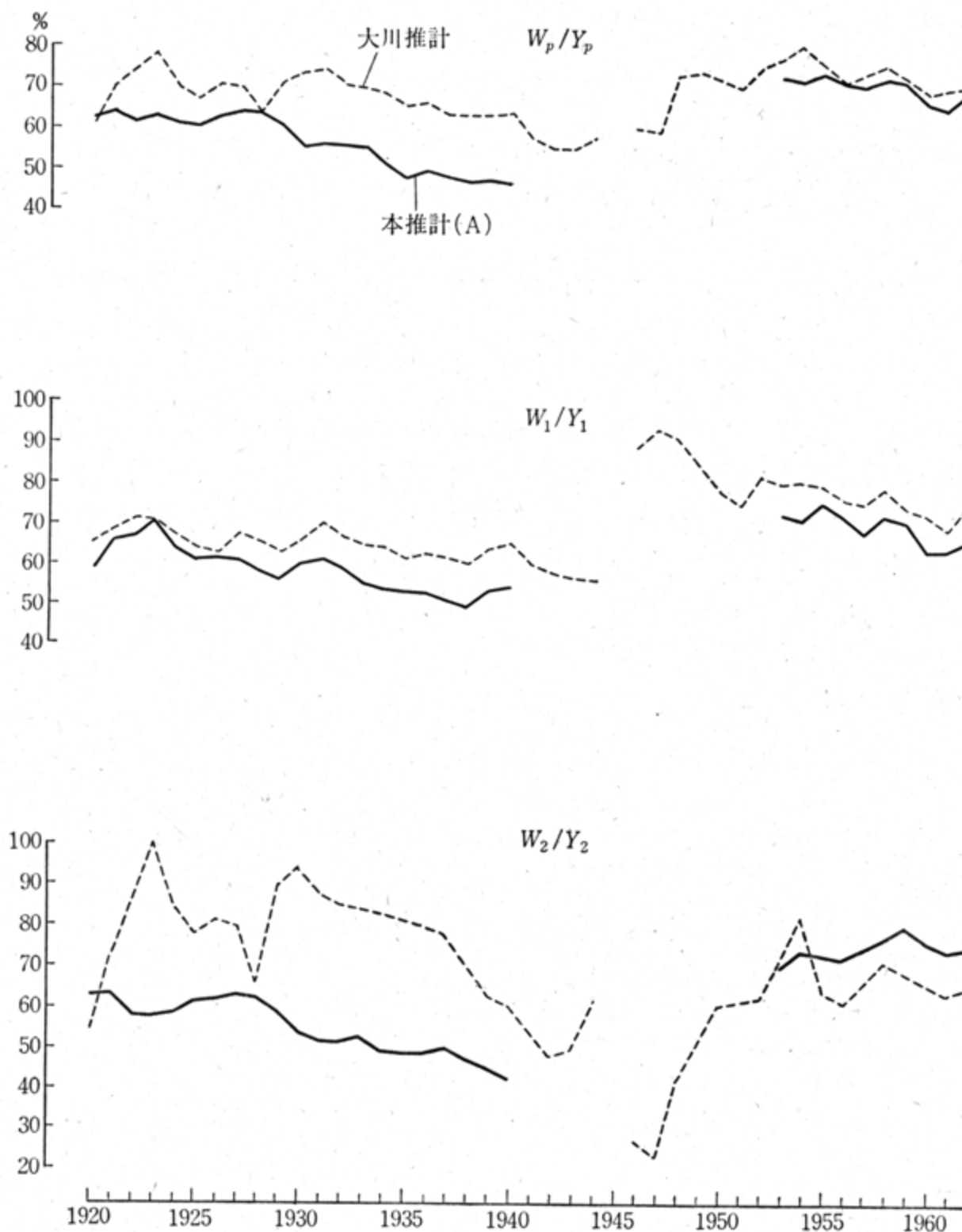
第 6 図で第 1 に気付くことは, いずれの産業でも戦前期には明瞭な低下傾向が存在することである。そこで第 10 図によって部門別の分配率を観察する。そうすると戦前期に W_1/Y_1 はほぼ一定か僅かに上昇しており, W_2/Y_2 が低下していることがわかる。すなわち第 6 図の W_p/Y_p の低下は, 主として W_2/Y_2 の低下によって生

23) われわれの推計(Ⅲ(3))によれば, M+S 産業の全雇用者のうち非法人部門のそれがしめる割合は, 1906 年では 68.1 パーセントに達しており, その後低下するが 1940 年でも 45.0 パーセントにのぼっている。

24) この点は大川論文(Ohkawa 1968)に対するマルシャルの批判点の 1 つとなっている(pp. 190-191)。

25) この点もマルシャルによって指摘されている(Ohkawa 1968, p. 191)。

第 8 図 分配率の大川推計との比較—M+S



(資料) 本推計: 付表 2。大川推計: 大川 1965, 3 ページの図 1 または Ohkawa 1968, p. 181 の Fig. 1 の再録。

じたのである。第 6 図に関して第 2 に気付くことは、戦前期に著しい波動が存在することである。この波動は、第 10 図によると、 W_1/Y_1 と W_2/Y_2 の双方に見出される。すなわち W_p/Y_p の波動は、 W_1/Y_1 と W_2/Y_2 との双方から生じたものである。

次に若干の先進諸国の分配率の変動をみてみよう。第 2 表にはイギリス、フランス、ドイツ、アメリカの分配率に関するクズネッツ (S. Kuznets) の推計値が掲げられている。クズネッツは各国の分配率を、「労働接近」と「資本接近」とによって推定しているが、ここでは「労働接近」の結果が引用されている。それはわれわれの推計(「労働接近」による)との比較を容易にするため

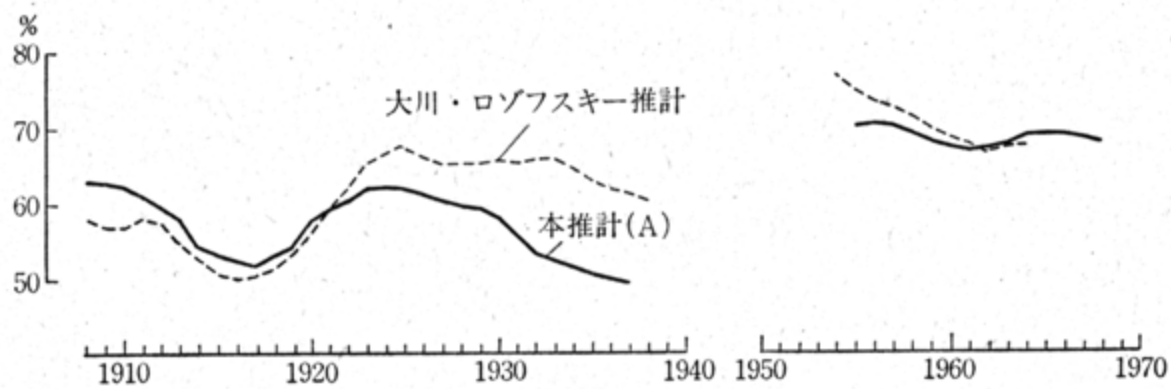
第 2 表 若干の先進諸国の分配率(全産業) (%)

イギリス		ドイツ	
1860—69	54	1895	53
1905—14	54	1913	60
1920—29	66	1925—29	79
フランス		アメリカ	
1913	67	1899—1908	76
1920—29	71	1919—28	74
		1929	73

(注) 「労働接近」による推計。

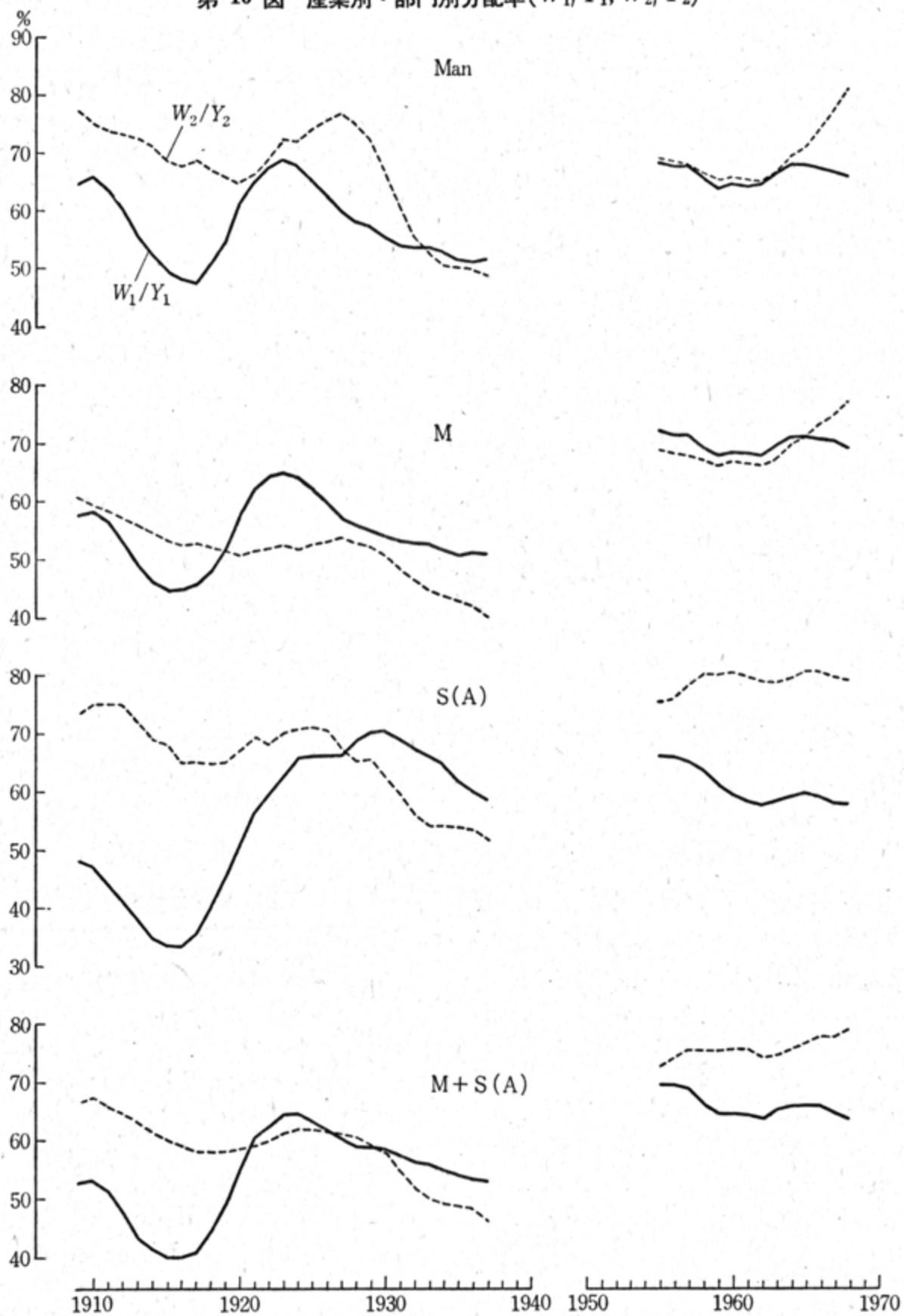
(資料) クズネッツ 1968, 161 ページ。

である。引用したこれら 4 ヶ国のうち、イギリス、フランス、ドイツでは分配率は明らかに上昇しており、アメ

第 9 図 分配率の大川・ロゾフスキー推計との比較(W_p/Y_p)—M+S

(注) 戦前は7ヵ年, 戦後は5ヵ年移動平均。

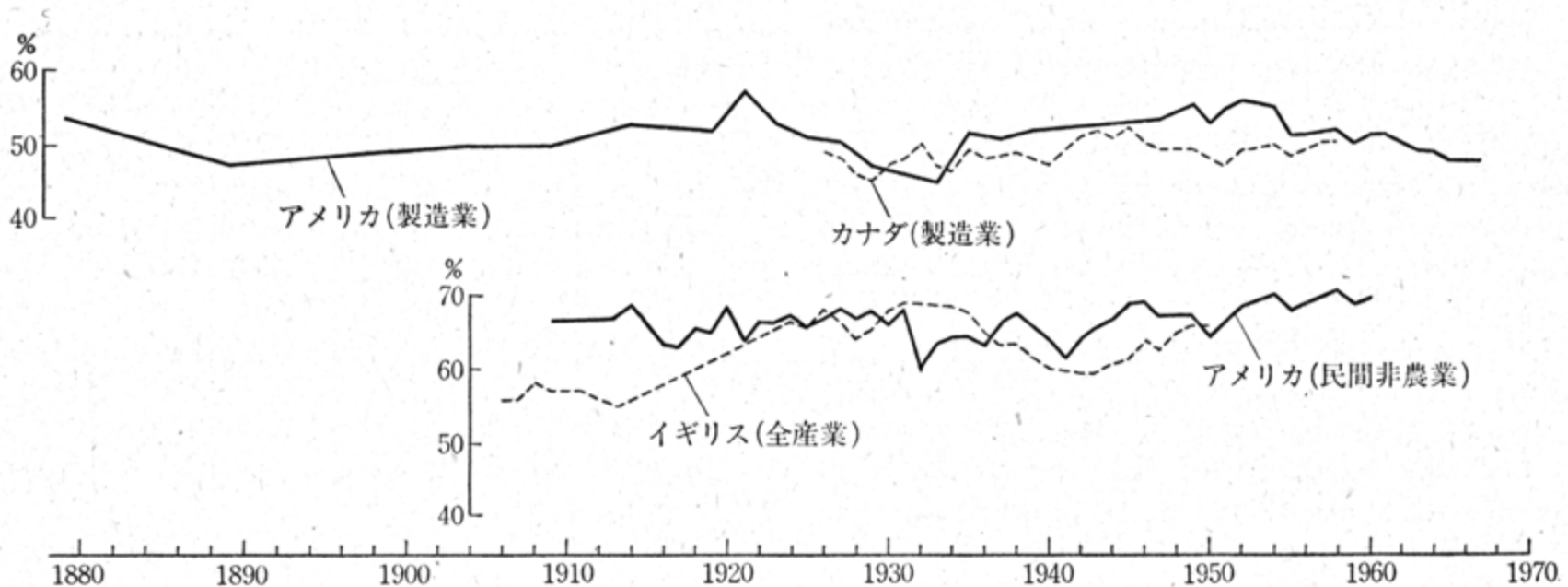
(資料) 本推計: 付表 2。大川・ロゾフスキー推計: 1973, 370—371 ページ。

第 10 図 産業別・部門別分配率($W_1/Y_1, W_2/Y_2$)

(注) 7ヵ年移動平均による。

(資料) 付表 2。

第 11 図 若干の先進諸国の分配率



(資料) アメリカの製造業: Bureau of the Census, Department of Commerce, U. S. A. の推計(1968, p. 13)および *Census of Manufactures*, 1967, Vol. 2, Part 1, p. 26.

アメリカの民間非農業: ケンドリック(J. W. Kendrick)の推計(佐藤 1968, 302 ページ)。

カナダの製造業: ゴールドバーグ(S. A. Goldberg)の推計(1964, p. 229)。

イギリスの全産業: ブラウン(E. H. Phelps Brown)とハート(P. E. Hart)による推計(1952, pp. 267—277)。

リカではほとんど一定となっている。すなわちわが国で見られた分配率の低下傾向はどこにも見出されない。

次に第 11 図によって、アメリカ(製造業と非農業)、カナダ(製造業)、イギリス(全産業)の分配率の変化をもう少し詳しく観察しよう。第 1 に、これらの分配率は長期的に低下も上昇も示しておらずほぼ一定であることに気付く。わずかにイギリスの分配率が、1913 年と 1924 年との間に 10 パーセント・ポイントの格差が生じているのが例外である。しかしおそらくこれは、1913 年以前と 1924 年以降の推計が連続的でないことを意味しており、分配率が実際に上昇したと判断することには無理であろう。第 2 に、これらの分配率には明瞭な波動はみとめられない。

以上の分析の結果、戦前期の分配率の趨勢的低下と顕著な波動とは、明らかにわが国のユニークな特徴であると結論することができる。したがって、分配率のこのような変動を導いた要因をつきとめることは、わが国経済の構造を解明する手掛かりを与えることが期待されるのである。

南亮進(一橋大学経済研究所)

小野旭(成蹊大学経済学部)

参考文献

[1] Brown, E. H. Phelps and P. E. Hart, "The Share of Wages in National Income," *Economic Journal*, Vol LXII, June 1952.

[2] Bureau of the Census, Department of Commerce, U. S. A., *Annual Survey of Manufactures* 1964

—1965, 1968.

[3] 長期経済統計委員会『長期経済統計の整備改善に関する研究—資本ストック、労働力および賃金—』付表, 経済企画庁経済研究所・統計研究会, 騰写, 1967。

[4] Denison, Edward F., *Why Growth Rates Differ: Postwar Experience in Nine Western Countries*, Brookings Institution, Washington D. C., 1967.

[5] Goldberg, S. A., "Long-Run Changes in the Distribution of Income by Factor Shares in Canada," in NBER, *The Behavior of Income Shares—Selected Theoretical and Empirical Issues*, Princeton University Press, Princeton, 1964.

[6] 土方成美『国民所得の構成』日本評論社, 1933。

[7] 経済企画庁経済研究所国民所得部『民間企業粗資本ストックの推計(年次系列, 昭和 28 年～昭和 45 年)』騰写, 1972。

[8] クズネッツ, サイモン『近代経済成長の分析』(塩野谷祐一訳)上, 東洋経済新報社, 1968。(Simon Kuznets, *Modern Economic Growth: Rate, Structure and Spread*, Yale University Press, New Haven and London, 1966.)

[9] 南亮進『鉄道と電力』(大川一司・篠原三代平・梅村又次編『長期経済統計 推計と分析』第 12 巻), 東洋経済新報社, 1965。

[10] Minami, Ryoshin, *The Turning Point in Economic Development: Japan's Experience*, Kinokuniya Bookstore, 1973.

[11] 南亮進・小野旭「要素所得, 分配率および要素価格」大川一司・南亮進編『近代日本の経済発展—「長期経済統計」による分析—』東洋経済新報社, 1975a, 150—177 ページ所収。

[12] ———「非 1 次産業の要素所得と分配率」『近代日本の経済発展』1975b, 553—568 ページ所収。

[13] Minami, Ryoshin and Akira Ono, "Factor Incomes and Relative Income Shares," a paper presented at the Planning Conference of CA Project in Tokyo, 1976.

[14] ———, "Factor Shares, in Kazushi Ohkawa and Miyohei Shinohara (eds), *Patterns of Japanese Economic Development: A Quantitative Appraisal*, Yale University Press, New Haven and London, 1978.

[15] 大川一司「分配率の長期変動」『経済研究』第16巻第1号, 1965, 1月, 1—7ページ(大川『日本経済分析—成長と構造—』(増補版), 春秋社, 1969に再録)。

[16] Ohkawa, Kazushi, "Changes in National Income Distribution by Factor Shares in Japan," in Jean Marchal and Bernard Ducros (eds.), *The Distribution of National Income*, McMillan, London, Melbourne and Toronto, 1968, pp. 177—195.

[17] 大川一司「経済の発展と構造: 日本の経験の国際的意義」『近代日本の経済発展』1975, 178—209ページ所収。

[18] ———・野田孜・高松信清・山田三郎・熊崎実・

塩野谷祐一・南亮進『物価』(『長期経済統計』第8巻), 東洋経済新報社, 1967。

[19] ———・ヘンリー・ロゾフスキー『日本の経済成長—20世紀における趨勢加速—』東洋経済新報社, 1973。

[20] ———・高松信清・山本有造『国民所得』(『長期経済統計』第1巻), 東洋経済新報社, 1974。

[21] 労働運動史料委員会『日本労働運動史料』第10巻, 統計編, 労働運動史料刊行委員会, 1959。

[22] 佐藤隆三『経済成長の理論』勁草書房, 1968。

[23] 篠原三代平『所得分配と賃金構造』岩波書店, 1955。

[24] 昭和同人会『統計から見た雇用と失業』(『我国完全雇用の意義と対策』第4部, 統計), 昭和同人会, 1957。

[25] 梅村又次『賃金・雇用・農業』大明堂, 1961。

[26] ———・山田三郎・速水佑次郎・高松信清・熊崎実『農林業』(『長期経済統計』第9巻), 東洋経済新報社, 1966。

[27] 山田雄三(編著)『日本国民所得推計資料』東洋経済新報社, 1951(初版), 1957(増補版)。

付 属 統 計 表

1. 要素所得
2. 分配率
3. 賃金および生産性
4. 利潤率
5. 利潤率(法人, 非法人別)
6. 資本接近による分配率
7. 従業上の地位別就業者数

(注)

添字 1, 2, p はそれぞれ法人部門, 非法人(個人業主)部門, 全民間部門を表わす。
Man, Min はそれぞれ鉱業, 製造業, M, S はそれぞれ第2次産業(運輸通信, 電力, ガスを含む), その他の非1次産業を表わす。

1896—1905年は暫定推計である。

付表 1: $Y_p, Y_1, Y_2 =$ 要素所得 ($Y_p = Y_1 + Y_2, Y_1 = A_1 + W_1, Y_2 = A_2' + W_2' = A_2 + W_2$), $A_1, A_2 =$ 非賃金所得, $W_1, W_2 =$ 賃金所得, $A_2' =$ 個人業主所得, $W_2' =$ 雇用者所得

付表 2: $W_p = W_1 + W_2, W_p' = W_1 + W_2'$

付表 3: $w = W/L, y = Y/L$

付表 4, 5: $r = A/K, K$ は実質粗資本ストック(戦前は1934—36年価格, 戦後は1965年価格)

付表 1 要素所得

(戦前百万円, 戦後10億円)

	Y _p				Y _i				Y ₂			
	Man	M	S	M+S	Man	M	S	M+S	Man	M	S	M+S
1906	394	650	659	1 309	86	173	158	331	308	477	501	978
1907	458	733	727	1 460	95	175	171	346	363	558	556	1 114
1908	535	826	757	1 583	98	184	181	365	437	642	576	1 218
1909	554	857	765	1 622	96	195	189	384	458	662	576	1 238
1910	588	909	794	1 703	115	225	205	430	473	684	589	1 273
1911	613	961	879	1 840	135	262	238	500	478	699	641	1 340
1912	616	1 023	965	1 988	140	297	267	564	476	726	698	1 424
1913	676	1 096	1 070	2 166	172	337	331	668	504	759	739	1 498
1914	728	1 190	1 112	2 302	218	417	379	796	510	773	733	1 506
1915	844	1 462	2 241	2 703	295	587	442	1 029	549	875	799	1 674
1916	992	1 783	1 496	3 279	370	774	573	1 347	622	1 009	923	1 932
1917	1 505	2 358	2 088	4 446	552	986	646	1 632	953	1 372	1 442	2 814
1918	2 217	3 363	2 235	5 598	753	1 266	673	1 939	1 464	2 097	1 562	3 659
1919	3 022	4 485	3 122	7 607	1 008	1 578	886	2 464	2 014	2 907	2 236	5 143
1920	2 868	4 642	3 523	8 165	1 072	1 731	949	2 680	1 796	2 911	2 574	5 485
1921	3 070	4 853	3 725	8 578	931	1 590	1 074	2 664	2 139	3 263	2 651	5 914
1922	3 481	5 303	3 836	9 139	1 074	1 719	1 029	2 748	2 407	3 584	2 807	6 391
1923	3 532	5 577	3 626	9 203	1 076	1 774	933	2 707	2 456	3 803	2 693	6 496
1924	3 548	5 686	4 157	9 843	1 229	1 987	1 023	3 010	2 319	3 699	3 134	6 833
1925	3 705	5 986	4 055	10 041	1 409	2 290	1 067	3 357	2 296	3 696	2 988	6 684
1926	3 606	5 962	4 352	10 314	1 548	2 481	1 098	3 579	2 058	3 481	3 254	6 735
1927	3 383	5 765	4 131	9 896	1 432	2 420	1 046	3 466	1 951	3 345	3 085	6 430
1928	3 502	5 911	4 389	10 300	1 591	2 632	1 241	3 873	1 911	3 279	3 148	6 427
1929	3 666	6 087	3 970	10 057	1 638	2 734	977	3 711	2 028	3 353	2 993	6 346
1930	3 225	5 420	3 640	9 060	1 474	2 470	832	3 302	1 751	2 950	2 808	5 758
1931	2 809	4 693	3 472	8 165	1 348	2 251	809	3 060	1 461	2 442	2 663	5 105
1932	2 702	4 431	3 458	7 889	1 393	2 279	887	3 166	1 309	2 152	2 571	4 723
1933	3 323	5 003	3 929	8 932	1 719	2 600	1 080	3 680	1 604	2 403	2 849	5 252
1934	3 778	5 723	4 245	9 968	2 016	3 013	1 214	4 227	1 762	2 710	3 031	5 741
1935	4 210	6 404	4 361	10 765	2 294	3 380	1 177	4 557	1 916	3 024	3 184	6 208
1936	4 401	6 691	4 453	11 144	2 437	3 604	1 205	4 809	1 964	3 087	3 248	6 335
1937	5 379	7 961	4 565	12 526	3 122	4 456	1 230	5 686	2 257	3 505	3 335	6 840
1938	6 399	9 780	4 857	14 637	3 872	5 426	1 305	6 731	2 527	4 354	3 552	7 906
1939	8 847	12 866	5 428	18 294	5 113	6 972	1 480	8 452	3 734	5 894	3 948	9 842
1940	10 330	15 112	6 113	21 225	6 049	8 271	1 674	9 945	4 281	6 841	4 439	11 280
1953	1 324.3	1 951.7	1 817.0	3 768.7	1 092.1	1 587.1	908.8	2 495.9	232.1	364.6	908.2	1 272.8
1954	1 532.5	2 241.3	1 968.8	4 210.1	1 273.1	1 825.9	1 043.9	2 869.8	259.3	415.4	924.9	1 340.3
1955	1 572.4	2 336.7	2 220.5	4 557.2	1 290.5	1 889.0	1 198.1	3 087.1	281.8	447.7	1 022.4	1 470.1
1956	1 892.1	2 791.9	2 540.6	5 332.5	1 575.2	2 279.9	1 395.8	3 675.7	316.8	512.0	1 144.8	1 656.8
1957	2 410.8	3 459.0	2 930.5	6 389.5	2 041.5	2 887.4	1 733.8	4 621.2	369.2	571.6	1 196.7	1 768.3
1958	2 443.2	3 578.9	3 121.7	6 700.6	2 043.0	2 967.6	1 940.6	4 908.2	400.1	611.3	1 181.1	1 792.4
1959	2 802.4	4 131.1	3 471.0	7 602.1	2 352.8	3 442.5	2 222.9	5 665.4	449.5	688.6	1 248.1	1 936.7
1960	3 714.8	5 288.6	4 273.8	9 562.4	3 158.8	4 450.6	2 801.6	7 252.2	555.9	838.0	1 472.2	2 310.2
1961	4 525.5	6 458.0	5 024.8	11 482.8	3 841.3	5 430.8	3 238.9	8 669.7	684.1	1 027.2	1 785.9	2 813.1
1962	5 073.3	7 351.7	5 929.4	13 281.1	4 307.5	6 191.1	3 967.0	10 158.1	765.7	1 160.6	1 962.4	3 123.0
1963	5 777.8	8 403.5	6 967.8	15 371.3	4 883.7	7 022.1	4 613.5	11 635.6	894.0	1 381.4	2 354.3	3 735.7
1964	6 614.8	9 749.5	8 246.9	17 996.4	5 573.2	8 112.0	5 528.0	13 640.0	1 041.5	1 637.5	2 718.9	4 356.4
1965	7 077.3	10 534.5	9 671.6	20 206.1	5 954.1	8 756.8	6 630.0	15 386.8	1 123.1	1 777.7	3 041.6	4 819.3
1966	8 138.6	12 141.8	11 502.9	23 644.7	6 895.5	10 162.5	8 130.2	18 292.7	1 243.0	1 979.3	3 372.7	5 352.0
1967	9 936.8	14 570.2	13 199.8	27 770.0	8 442.5	12 187.5	9 324.7	21 512.2	1 494.2	2 382.7	3 875.1	6 257.8
1968	12 150.6	17 686.5	16 086.6	33 773.1	10 345.8	14 794.6	11 322.4	26 117.0	1 804.7	2 892.1	4 764.2	7 656.3
1969	14 295.3	20 811.0	18 839.5	39 650.5	12 229.1	17 454.7	13 245.9	30 700.6	2 066.1	3 356.3	5 593.6	8 949.9
1970	16 995.5	24 983.0	22 785.2	47 768.2	14 680.6	21 125.5	16 320.7	37 446.2	2 314.8	3 857.5	6 464.5	10 322.0

付表 1 (つづき)

	A ₁				A ₂				A ₂			
	Man	M	S	M+S	Man	M	S	M+S	Man	M	S	M+S
1906	36	82	91	173	85	157	176	333	246	368	405	773
1907	37	73	80	153	119	201	143	344	293	434	425	859
1908	34	72	84	156	169	256	138	394	362	509	437	946
1909	25	76	92	168	176	265	136	401	378	525	436	961
1910	43	100	106	206	201	297	140	437	394	547	447	994
1911	50	117	132	249	198	303	164	467	387	547	489	1 036
1912	47	129	153	282	188	307	189	496	381	558	535	1 093
1913	55	142	212	354	186	311	206	517	388	570	568	1 138
1914	110	217	240	457	198	327	181	508	406	592	554	1 146
1915	169	369	294	663	232	425	215	640	431	681	611	1 292
1916	227	525	446	971	261	494	337	831	492	793	763	1 556
1917	326	623	443	1 066	469	699	677	1 376	756	1 067	1 195	2 262
1918	417	700	428	1 128	770	1 103	530	1 633	1 180	1 637	1 245	2 882
1919	464	690	550	1 240	930	1 381	985	2 366	1 568	2 202	1 863	4 065
1920	395	657	439	1 096	566	1 174	846	2 020	1 287	2 114	2 068	4 182
1921	296	572	343	915	937	1 606	578	2 184	1 696	2 567	2 050	4 617
1922	285	558	366	924	1 132	1 844	769	2 613	1 870	2 793	2 207	5 000
1923	213	486	307	793	1 146	1 972	667	2 639	1 867	2 936	2 090	5 026
1924	391	707	398	1 105	995	1 840	995	2 835	1 742	2 831	2 461	5 292
1925	518	935	408	1 343	910	1 775	731	2 506	1 681	2 794	2 281	5 075
1926	563	1 007	381	1 388	646	1 533	949	2 482	1 450	2 590	2 542	5 132
1927	593	1 071	302	1 373	612	1 476	715	2 191	1 443	2 560	2 339	4 899
1928	732	1 257	360	1 617	607	1 492	749	2 241	1 435	2 557	2 391	4 948
1929	768	1 313	316	1 629	781	1 600	1 042	2 642	1 589	2 659	2 374	5 033
1930	632	1 105	281	1 386	691	1 444	1 295	2 739	1 380	2 359	2 325	4 684
1931	590	1 030	187	1 217	661	1 275	1 203	2 478	1 205	2 004	2 190	4 194
1932	625	1 065	261	1 326	633	1 147	1 166	2 313	1 087	1 763	2 126	3 889
1933	838	1 260	372	1 632	859	1 311	1 209	2 520	1 353	1 971	2 340	4 311
1934	981	1 484	470	1 954	1 000	1 601	1 355	2 956	1 489	2 249	2 508	4 757
1935	1 142	1 711	426	2 137	1 078	1 828	1 472	3 300	1 608	2 515	2 641	5 156
1936	1 174	1 794	479	2 273	1 046	1 799	1 548	3 347	1 616	2 526	2 701	5 227
1937	1 553	2 246	537	2 783	1 020	1 943	1 574	3 517	1 782	2 776	2 771	5 547
1938	2 030	2 824	560	3 384	1 183	2 626	1 719	4 345	1 995	3 522	2 945	6 467
1939	2 393	3 278	691	3 969	1 975	3 523	1 962	5 485	2 941	4 713	3 278	7 991
1940	2 755	3 827	720	4 547	2 722	4 655	2 303	6 958	3 507	5 653	3 702	9 355
1953	339.4	424.1	291.7	715.8	73.6	108.1	267.9	376.0	159.9	255.8	780.0	1 035.8
1954	426.8	541.9	355.0	896.9	77.7	128.2	221.3	349.5	179.6	296.6	784.2	1 080.8
1955	374.3	495.9	392.3	888.2	80.5	135.7	256.8	392.5	196.9	320.2	860.0	1 180.2
1956	467.8	635.3	452.7	1 088.0	100.2	170.7	303.9	474.6	216.4	365.4	957.9	1 323.3
1957	775.2	981.5	628.0	1 609.5	130.2	198.8	265.9	464.7	256.7	403.5	980.4	1 383.9
1958	684.8	878.3	710.6	1 588.9	136.1	195.6	220.7	416.3	282.6	425.6	945.0	1 370.6
1959	775.9	1 018.9	866.1	1 885.0	147.8	226.0	201.6	427.6	316.4	477.8	991.4	1 469.2
1960	1 257.3	1 578.9	1 207.9	2 786.8	199.7	292.4	280.5	572.9	400.0	591.9	1 176.1	1 768.0
1961	1 490.1	1 918.7	1 444.1	3 362.8	255.3	375.6	385.6	761.2	497.4	731.4	1 386.2	2 117.6
1962	1 503.3	1 979.8	1 709.0	3 688.8	258.7	378.6	451.9	830.5	552.7	807.2	1 564.0	2 371.2
1963	1 642.6	2 187.1	1 812.0	3 999.1	312.3	471.8	523.1	994.9	657.3	982.2	1 875.0	2 857.2
1964	1 845.9	2 485.0	2 285.1	4 770.1	359.3	548.1	615.7	1 163.8	764.8	1 159.9	2 164.2	3 324.1
1965	1 782.5	2 419.2	2 662.5	5 081.7	339.1	529.1	574.8	1 103.9	807.6	1 224.6	2 359.8	3 584.4
1966	2 172.2	2 917.1	3 480.3	6 397.4	304.0	492.3	583.4	1 075.7	876.0	1 329.6	2 574.9	3 904.5
1967	2 909.7	3 730.4	3 934.4	7 664.8	350.7	601.3	725.5	1 326.8	1 080.1	1 644.5	2 974.7	4 619.2
1968	3 741.0	4 843.4	4 856.6	9 700.0	387.2	746.7	1 128.2	1 874.9	1 329.7	2 058.4	3 768.1	5 826.5
1969	4 350.4	5 691.2	5 721.8	11 413.0	357.9	777.0	1 360.9	2 137.9	1 523.3	2 406.1	4 407.9	6 814.0
1970	5 212.4	6 890.0	7 167.8	14 057.8	264.8	747.3	1 519.5	2 266.8	1 683.6	2 728.9	5 056.1	7 785.0

付表 1 (つづき)

	W_1				W_2				W_2'			
	Man	M	S	M+S	Man	M	S	M+S	Man	M	S	M+S
1906	50	91	67	158	223	320	325	645	62	109	96	205
1907	58	102	91	193	244	357	413	770	70	124	131	255
1908	64	112	97	209	268	386	438	824	75	133	139	272
1909	71	119	97	216	282	397	440	837	80	137	140	277
1910	72	125	99	224	272	387	449	836	79	137	142	279
1911	85	145	106	251	280	396	477	873	91	152	152	304
1912	93	168	114	282	288	419	509	928	95	168	163	331
1913	117	195	119	314	318	448	533	981	116	189	171	360
1914	108	200	139	339	312	446	552	998	104	181	179	360
1915	126	218	148	366	317	450	584	1 034	118	194	188	382
1916	143	249	127	376	361	515	586	1 101	130	216	160	376
1917	226	363	203	566	484	673	765	1 438	197	305	247	552
1918	336	566	245	811	694	994	1 033	2 027	284	460	317	777
1919	544	888	336	1 224	1 084	1 526	1 251	2 777	446	705	373	1 078
1920	677	1 074	510	1 584	1 230	1 737	1 728	3 465	509	797	506	1 303
1921	635	1 018	731	1 749	1 202	1 657	2 073	3 730	443	696	601	1 297
1922	789	1 161	663	1 824	1 275	1 740	2 038	3 778	537	791	600	1 391
1923	863	1 288	626	1 914	1 310	1 831	2 026	3 852	589	867	603	1 470
1924	838	1 280	625	1 905	1 324	1 859	2 139	3 998	577	868	673	1 541
1925	891	1 355	659	2 014	1 386	1 921	2 257	4 178	615	902	707	1 609
1926	985	1 474	717	2 191	1 412	1 948	2 305	4 253	608	891	712	1 603
1927	839	1 349	744	2 093	1 339	1 869	2 370	4 239	508	785	746	1 531
1928	859	1 375	881	2 256	1 304	1 787	2 399	4 186	476	722	757	1 479
1929	870	1 421	661	2 082	1 247	1 753	1 951	3 704	439	694	619	1 313
1930	842	1 365	551	1 916	1 060	1 506	1 513	3 019	371	591	483	1 074
1931	758	1 221	622	1 843	800	1 167	1 460	2 627	256	438	473	911
1932	768	1 214	626	1 840	676	1 005	1 405	2 410	222	389	445	834
1933	881	1 340	708	2 048	745	1 092	1 640	2 732	251	432	509	941
1934	1 035	1 529	744	2 273	762	1 109	1 676	2 785	273	461	523	984
1935	1 152	1 669	751	2 420	838	1 196	1 712	2 908	308	509	543	1 052
1936	1 263	1 810	726	2 536	918	1 288	1 700	2 988	348	561	547	1 108
1937	1 569	2 210	693	2 903	1 137	1 562	1 761	3 323	475	729	564	1 293
1938	1 842	2 602	745	3 347	1 244	1 728	1 833	3 561	532	832	607	1 439
1939	2 720	3 694	789	4 483	1 759	2 371	1 986	4 357	793	1 181	670	1 851
1940	3 294	4 444	954	5 398	1 559	2 186	2 136	4 322	774	1 188	737	1 925
1953	752.7	1 163.0	617.1	1 780.1	158.5	256.5	640.3	896.8	72.2	108.8	128.2	237.0
1954	846.3	1 284.0	688.9	1 972.9	181.6	287.2	703.6	990.8	79.7	118.8	140.7	259.5
1955	916.2	1 393.1	805.8	2 198.9	201.3	312.0	765.6	1 077.6	84.9	127.5	162.4	289.9
1956	1 107.4	1 644.6	943.1	2 587.7	216.6	341.3	840.9	1 182.2	100.4	146.6	186.9	333.5
1957	1 266.3	1 905.9	1 105.8	3 011.7	239.0	372.8	930.8	1 303.6	112.5	168.1	216.3	384.4
1958	1 358.2	2 089.3	1 230.0	3 319.3	264.0	415.7	960.4	1 376.1	117.5	185.7	236.1	421.8
1959	1 576.9	2 423.6	1 356.8	3 780.4	301.7	462.6	1 046.5	1 509.1	133.1	210.8	256.7	467.5
1960	1 901.5	2 871.7	1 593.7	4 465.4	356.2	545.6	1 191.7	1 737.3	155.9	246.1	296.1	542.2
1961	2 351.2	3 512.1	1 794.8	5 306.9	428.8	651.6	1 400.3	2 051.9	186.7	295.8	399.7	695.5
1962	2 804.2	4 211.3	2 258.0	6 469.3	507.0	782.0	1 510.5	2 292.5	213.0	353.4	398.4	751.8
1963	3 241.1	4 835.0	2 801.5	7 636.5	581.7	909.6	1 831.2	2 740.8	236.7	399.2	479.3	878.5
1964	3 727.3	5 627.0	3 242.9	8 869.9	682.2	1 089.4	2 103.2	3 192.6	276.7	477.6	554.7	1 032.3
1965	4 171.6	6 337.6	3 967.5	10 305.1	784.0	1 248.6	2 466.8	3 715.4	315.5	553.1	681.8	1 234.9
1966	4 723.3	7 245.4	4 649.9	11 895.3	939.0	1 487.0	2 789.3	4 276.3	367.0	649.7	797.8	1 447.5
1967	5 532.8	8 453.2	5 390.3	13 843.5	1 143.5	1 781.4	3 149.6	4 931.0	414.1	738.2	900.4	1 638.6
1968	6 604.8	9 951.2	6 465.8	16 417.0	1 417.5	2 145.2	3 636.0	5 781.2	475.0	833.7	996.1	1 829.8
1969	7 878.7	11 763.5	7 524.1	19 287.6	1 708.2	2 579.3	4 232.7	6 812.0	542.8	950.2	1 185.7	2 135.9
1970	9 468.2	14 235.5	9 152.9	23 388.4	2 050.0	3 110.2	4 945.0	8 055.2	631.2	1 128.6	1 408.4	2 537.0

付表 2 分 配 率 (%)

	W_p/Y_p				W_1/Y_1				W_2/Y_2				W_p/Y_p			
	Man	M	S	M+S	Man	M	S	M+S	Man	M	S	M+S	Man	M	S	M+S
1896		74.8	67.2	70.4												
1897		71.3	65.0	67.7												
1898		73.0	61.7	66.4												
1899		76.0	68.2	71.8												
1900		65.9	63.6	64.6												
1901		67.9	65.9	66.8												
1902		76.5	65.0	69.9												
1903		70.4	65.5	67.6												
1904		73.8	65.1	68.9												
1905		62.1	63.9	63.1												
1906	69.3	63.2	59.5	61.3	58.1	52.6	42.4	47.7	93.7	67.1	64.9	66.0	28.4	30.8	24.7	27.7
1907	65.9	62.6	69.3	66.0	61.1	58.3	53.2	55.8	84.4	64.0	74.3	69.1	27.9	30.8	30.5	30.7
1908	62.1	60.3	70.7	65.3	65.3	60.9	53.6	57.3	75.5	60.1	76.0	67.7	26.0	29.7	31.2	30.4
1909	63.7	60.2	70.2	64.9	74.0	61.0	51.3	56.3	75.4	60.0	76.4	67.6	27.3	29.9	31.0	30.4
1910	58.5	56.3	69.0	62.2	62.6	55.6	48.3	52.1	69.2	56.6	76.2	65.7	25.7	28.8	30.4	29.5
1911	59.5	56.3	66.3	61.1	63.0	55.3	44.5	50.2	70.7	56.7	74.4	65.1	28.7	30.9	29.4	30.2
1912	61.9	57.4	64.6	60.9	66.4	56.6	42.7	50.0	73.3	57.7	72.9	65.2	30.5	32.8	28.7	30.8
1913	64.3	58.7	60.9	59.8	68.0	57.9	36.0	47.0	77.9	59.0	72.1	65.5	34.5	35.0	27.1	31.1
1914	57.7	54.3	62.1	58.1	49.5	48.0	36.7	42.6	75.2	57.7	75.3	66.3	29.1	32.0	28.6	30.4
1915	52.5	45.7	59.0	51.8	42.7	37.1	33.5	35.6	70.6	51.4	73.1	61.8	28.9	28.2	27.1	27.7
1916	50.5	42.8	47.7	45.0	38.6	32.2	22.2	27.9	70.4	51.0	63.5	67.0	27.5	26.1	19.2	22.9
1917	47.2	43.9	46.4	45.1	40.9	36.8	31.4	34.7	59.8	49.1	53.1	51.1	28.1	28.3	21.6	25.1
1918	46.5	46.4	57.2	50.7	44.6	44.7	36.4	41.9	55.2	47.4	66.1	55.4	28.0	30.5	25.1	28.4
1919	53.9	53.8	50.8	52.6	54.0	56.3	37.9	49.7	64.1	52.5	55.9	54.0	32.8	35.5	22.7	30.3
1920	66.5	60.6	63.5	61.8	63.2	62.0	53.7	59.1	84.9	59.7	67.1	63.2	41.4	40.3	28.8	35.4
1921	59.8	55.1	75.3	63.9	68.2	64.0	68.1	65.6	65.7	50.8	78.2	63.1	35.1	35.3	35.8	35.5
1922	59.3	54.7	70.4	61.3	73.5	67.5	64.4	66.4	61.6	48.5	72.6	59.1	38.1	36.8	32.9	35.2
1923	61.5	55.9	73.0	62.7	80.2	72.6	67.1	70.7	62.5	48.1	75.1	59.4	41.1	38.6	33.9	36.8
1924	60.9	55.2	66.5	60.0	68.2	64.4	61.1	63.3	67.9	50.3	68.3	58.5	39.9	37.8	31.2	35.0
1925	61.5	54.7	71.9	61.7	63.2	59.2	61.8	60.0	73.3	52.0	75.7	62.5	40.6	37.7	33.7	36.1
1926	66.5	57.4	69.5	62.5	63.6	59.4	65.3	61.2	85.2	56.0	70.8	63.1	44.2	39.7	32.8	36.8
1927	64.4	55.8	75.4	64.0	58.6	55.7	71.1	60.4	84.4	55.9	76.8	65.9	39.8	37.0	36.1	36.6
1928	61.8	53.5	74.7	62.5	54.0	52.2	71.0	58.3	82.6	54.5	76.2	65.1	38.1	35.5	37.3	36.3
1929	57.7	52.1	65.8	57.5	53.1	52.0	67.7	56.1	71.9	52.3	65.1	58.4	35.7	34.7	32.2	33.8
1930	59.0	53.0	56.7	54.5	57.1	55.3	66.2	58.0	69.2	51.1	53.9	52.4	37.6	36.1	28.4	33.0
1931	55.5	50.9	60.0	54.7	56.2	54.2	76.9	60.2	58.7	47.8	54.8	51.5	36.1	35.4	31.5	33.7
1932	53.4	50.1	58.7	53.9	55.1	53.3	70.6	58.1	53.4	46.7	54.7	51.0	36.6	36.2	31.0	33.9
1933	48.9	48.4	59.8	53.5	51.3	51.5	65.6	55.7	48.2	45.4	57.6	52.0	34.1	35.4	31.0	33.5
1934	47.6	46.1	57.0	50.7	51.3	50.7	61.2	53.8	44.3	40.9	55.3	48.5	34.6	34.8	29.9	32.7
1935	47.3	44.7	56.5	49.5	50.2	49.4	63.8	53.1	45.4	39.6	53.8	46.8	34.7	34.0	29.7	32.3
1936	49.6	46.3	54.5	49.6	51.8	50.2	60.2	52.7	49.6	41.7	52.3	47.2	36.6	35.4	28.6	32.7
1937	50.3	47.4	53.8	49.7	50.3	49.6	56.3	51.1	55.3	44.6	52.8	48.6	38.0	36.9	27.5	33.5
1938	48.2	44.3	53.1	47.2	47.6	48.0	57.1	49.7	53.9	39.7	51.6	45.0	37.1	35.1	27.8	32.7
1939	50.6	47.1	51.1	48.3	53.2	53.0	53.3	53.0	52.2	40.2	50.3	44.3	39.7	37.9	26.9	34.6
1940	47.0	43.9	50.6	45.8	54.5	53.7	57.0	54.3	38.5	32.0	48.1	38.3	39.4	37.3	27.7	34.5
1953	68.8	72.7	69.2	71.0	68.9	73.2	67.9	71.3	68.3	70.4	70.5	70.5	62.3	67.4	41.0	55.1
1954	67.1	70.1	70.7	70.4	66.4	70.3	65.9	68.7	70.0	69.1	76.1	73.9	60.4	64.7	42.1	54.5
1955	71.1	73.0	70.8	71.9	70.9	73.7	67.2	71.2	71.4	69.7	74.9	73.3	63.7	67.2	43.6	55.9
1956	70.0	71.1	70.2	70.7	70.3	72.1	67.5	70.4	68.4	66.7	73.5	71.4	63.8	66.1	44.5	55.9
1957	62.4	65.9	69.5	67.5	62.0	66.0	63.7	65.1	64.7	65.2	77.8	73.7	57.2	61.7	45.1	54.3
1958	66.4	70.0	70.2	70.1	66.4	70.4	63.3	67.6	66.0	68.0	81.3	76.8	60.4	65.6	47.0	57.1
1959	67.0	69.9	69.2	69.6	67.0	70.4	61.0	66.7	67.1	67.2	83.8	77.9	61.0	65.3	46.5	56.8
1960	60.8	64.6	65.2	64.9	60.1	64.5	56.8	61.5	64.1	65.1	80.9	75.2	55.4	60.2	44.2	53.1
1961	61.4	64.5	63.6	64.1	61.2	64.6	54.7	61.2	62.7	63.4	78.4	72.9	56.1	60.1	43.7	52.9
1962	65.3	67.9	63.6	66.0	65.1	68.0	56.9	63.6	66.2	67.4	77.0	73.4	59.5	63.3	44.8	55.2
1963	66.2	68.4	66.5	67.5	66.3	68.8	60.7	65.6	65.1	65.8	77.8	73.4	60.2	63.5	47.1	56.3
1964	66.7	68.9	64.8	67.0	66.8	69.3	58.6	65.0	65.5	66.5	77.4	73.3	60.5	63.9	46.0	55.8
1965	70.0	72.0	66.5	69.4	70.0	72.3	59.8	66.9	69.8	70.2	81.1	77.1	63.4	66.7	48.1	58.0
1966	69.6	71.9	64.7	68.4	68.4	71.2	57.1	65.0	75.5	75.1	82.7	79.9	62.5	66.3	47.4	57.2
1967	67.2	70.3	64.7	67.6	65.5	69.3	57.8	64.3	76.5	74.8	81.3	78.8	59.8	64.3	47.7	56.5
1968	66.0	68.4	62.8	65.7	63.8	67.2	57.1	62.8	78.5	74.2	76.3	75.5	58.3	61.9	46.4	56.7
1969	67.1	68.9	62.4	65.8	64.4	67.3	56.8	62.8	82.7	76.8	75.7	76.1	58.9	62.0	46.2	54.5
1970	67.8	69.4	61.8	65.8	64.4	67.3	56.0	62.4	88.6	80.6	76.5	78.0	59.4	62.3	46.4	54.7

付表 3 賃金および生産性

(戦前円, 戦後千円)

	Man						M					
	w_p	w_1	w_2	y_p	y_1	y_2	w_p	w_1	w_2	y_p	y_1	y_2
1896							53			72		
1897							65			91		
1898							74			102		
1899							80			106		
1900							77			117		
1901							80			118		
1902							80			105		
1903							83			118		
1904							86			117		
1905							86			139		
1906	98	99	97	141	170	134	100	116	96	158	221	144
1907	107	108	107	162	176	159	110	123	106	175	217	166
1908	114	116	114	184	177	186	116	131	112	192	215	186
1909	118	120	118	186	162	192	118	133	115	196	217	191
1910	114	115	114	195	183	198	116	131	112	206	235	197
1911	121	121	121	204	192	207	123	139	118	218	251	208
1912	126	126	126	203	189	208	130	151	124	227	266	214
1913	137	137	136	212	201	216	139	158	132	237	273	224
1914	137	138	137	238	278	224	139	161	132	257	335	228
1915	131	131	131	250	307	227	133	151	125	291	406	244
1916	143	143	143	282	370	247	146	167	138	341	518	270
1917	190	189	190	402	461	274	191	213	181	434	579	368
1918	258	257	259	556	577	546	263	291	249	566	651	525
1919	395	392	396	733	727	736	400	436	381	742	775	726
1920	450	463	443	676	733	646	451	499	426	745	804	715
1921	462	490	448	771	718	797	457	528	422	829	824	832
1922	458	498	436	772	678	823	459	535	419	839	792	863
1923	493	512	481	801	638	902	489	548	455	875	755	945
1924	500	514	491	820	754	860	495	553	462	897	859	919
1925	502	508	498	816	803	825	497	553	465	909	934	894
1926	512	524	503	770	824	734	506	566	469	882	953	837
1927	511	520	505	794	888	737	506	571	468	907	1 024	838
1928	504	531	488	816	984	715	491	575	442	918	1 101	810
1929	481	525	454	832	989	738	481	576	424	922	1 109	811
1930	417	482	376	707	844	622	424	531	359	801	961	703
1931	340	450	276	613	800	504	356	493	276	699	908	577
1932	319	443	242	598	804	470	336	483	245	670	907	525
1933	343	468	261	702	914	562	356	503	263	733	977	578
1934	354	483	260	744	941	601	367	515	263	797	1 014	643
1935	365	484	273	772	963	624	375	511	274	839	1 035	692
1936	383	489	295	773	944	631	391	516	292	845	1 027	700
1937	457	542	376	909	1 079	747	460	568	362	971	1 146	813
1938	529	625	430	1 096	1 315	874	531	652	415	1 200	1 361	1 046
1939	687	789	573	1 357	1 483	1 215	678	805	544	1 438	1 519	1 353
1940	719	867	528	1 531	1 593	1 451	716	885	518	1 632	1 647	1 620
1953	144	173	79	209	252	115	151	180	84	207	246	120
1954	157	188	87	234	284	125	161	193	92	229	275	133
1955	166	198	95	233	280	133	171	204	99	234	278	142
1956	182	212	104	260	302	152	187	220	108	263	305	162
1957	191	220	111	306	355	171	199	232	116	302	350	177
1958	192	221	114	289	334	172	204	236	120	291	336	177
1959	218	249	132	325	373	196	225	257	134	321	365	200
1960	245	277	150	403	461	234	250	284	153	387	440	235
1961	281	315	176	457	515	281	287	322	179	445	498	282
1962	314	349	201	480	537	304	323	360	207	475	529	308
1963	349	384	229	527	580	352	361	399	238	528	580	362
1964	390	428	263	584	641	401	408	449	275	592	648	414
1965	430	469	297	614	671	425	448	492	308	622	680	440
1966	480	522	339	689	764	449	499	546	349	694	768	465
1967	537	585	382	799	893	499	557	611	391	792	882	523
1968	620	676	444	939	1 061	566	635	698	446	928	1 039	602
1969	721	787	519	1 075	1 223	628	738	812	519	1 071	1 207	676
1970	849	923	617	1 252	1 434	697	866	952	612	1 247	1 415	759

付表 3 (つづき)

	S						M+S					
	w_p	w_1	w_2	y_p	y_1	y_2	w_p	w_1	w_2	y_p	y_1	y_2
1896	63			109			58			83		
1897	74			133			70			103		
1898	85			161			80			120		
1899	84			143			82			114		
1900	92			168			85			131		
1901	91			160			86			128		
1902	91			162			85			122		
1903	96			170			90			133		
1904	98			176			92			134		
1905	104			190			95			151		
1906	103	105	103	174	247	159	102	111	100	166	232	151
1907	115	116	114	165	218	154	112	120	111	170	215	160
1908	123	123	121	172	230	159	119	127	116	182	222	172
1909	121	122	121	173	239	158	120	128	118	184	227	174
1910	120	122	120	174	252	158	118	127	116	190	243	177
1911	127	129	127	192	290	171	125	135	123	205	268	188
1912	134	136	134	208	319	183	132	144	129	217	289	198
1913	139	141	139	228	392	192	139	151	136	233	322	207
1914	142	157	138	228	428	184	141	159	135	242	374	204
1915	145	161	141	245	482	193	139	155	134	268	437	217
1916	153	169	149	320	764	235	149	168	144	331	600	252
1917	190	219	183	409	697	345	190	215	182	422	620	356
1918	264	301	257	462	828	389	263	294	253	520	703	456
1919	332	393	319	654	1 035	571	370	423	351	703	852	649
1920	476	577	452	749	1 074	674	462	522	439	747	882	695
1921	561	732	518	745	1 075	663	505	597	471	791	910	747
1922	543	694	507	771	1 076	699	496	583	462	809	879	782
1923	515	637	486	704	949	646	501	574	471	798	812	793
1924	508	628	485	763	1 027	711	501	576	474	835	910	810
1925	527	637	502	733	1 032	664	511	578	484	829	963	774
1926	529	645	500	761	988	706	516	590	485	826	963	768
1927	521	632	494	692	888	643	514	591	482	803	979	732
1928	540	735	493	723	1 035	646	515	628	469	823	1 079	721
1929	429	547	399	651	808	613	456	567	411	792	1 010	704
1930	327	438	299	577	661	556	377	501	326	693	863	622
1931	319	473	280	533	616	512	338	486	278	617	807	541
1932	314	488	271	534	692	495	325	485	259	603	834	508
1933	361	560	314	605	854	545	359	522	291	671	937	559
1934	370	581	318	648	948	575	368	535	294	726	994	605
1935	366	565	318	650	886	591	371	527	298	750	992	637
1936	359	536	314	658	889	600	376	521	304	759	989	645
1937	376	532	337	700	945	639	423	559	349	851	1 096	718
1938	398	563	356	751	986	690	472	630	382	1 001	1 267	849
1939	437	601	395	855	1 127	784	578	759	464	1 196	1 432	1 048
1940	495	728	433	979	1 278	900	627	852	472	1 369	1 570	1 233
1953	144	214	109	208	316	155	147	191	101	207	267	143
1954	152	224	115	215	340	151	157	203	107	223	296	145
1955	159	230	119	224	342	159	165	213	112	229	299	153
1956	170	242	127	242	359	172	179	227	121	253	323	169
1957	187	263	139	269	413	179	193	242	131	285	372	178
1958	195	270	144	277	427	177	200	248	136	285	367	177
1959	207	283	152	299	464	182	216	266	146	310	399	188
1960	230	312	170	352	550	210	241	293	164	371	477	219
1961	267	343	207	419	628	264	278	310	191	433	506	263
1962	306	399	226	481	701	294	316	372	220	478	586	299
1963	359	461	268	539	760	344	360	420	257	533	640	350
1964	396	503	298	611	859	385	403	467	290	601	719	395
1965	447	559	337	672	936	415	448	516	327	645	771	424
1966	488	603	370	754	1 056	447	494	567	362	722	873	454
1967	544	672	409	840	1 163	503	551	633	402	815	985	511
1968	616	758	461	980	1 327	605	626	721	456	952	1 148	604
1969	694	859	517	1 112	1 513	683	717	830	518	1 089	1 322	680
1970	805	994	594	1 302	1 775	777	837	968	601	1 272	1 552	770

付表 4 利 潤 率 (%)

	r_p			
	Man+Min	M	S	M+S
1906	15.8	6.4	11.7	10.3
1907	18.1	6.7	9.5	9.5
1908	20.6	7.4	9.1	9.8
1909	19.9	7.1	8.7	9.4
1910	21.4	7.6	9.1	9.9
1911	20.4	7.3	10.5	10.2
1912	18.9	6.9	11.6	10.3
1913	18.6	6.7	13.0	10.6
1914	22.2	7.5	12.6	11.1
1915	31.7	10.5	14.7	14.5
1916	36.7	13.0	22.1	19.5
1917	47.5	14.8	30.6	23.5
1918	59.0	17.8	25.2	23.8
1919	59.5	18.1	38.2	27.5
1920	40.4	14.3	30.6	21.5
1921	45.4	15.8	20.9	19.9
1922	51.4	16.4	24.5	21.5
1923	48.6	16.2	20.2	20.2
1924	49.3	16.1	27.4	22.4
1925	48.6	16.5	21.5	21.1
1926	43.0	14.6	24.0	20.3
1927	43.2	13.9	17.3	17.9
1928	46.7	14.4	18.0	18.6
1929	51.4	14.7	21.1	20.0
1930	42.7	12.4	23.4	18.9
1931	41.1	10.9	19.8	16.5
1932	41.7	10.2	19.5	16.0
1933	53.2	11.4	20.9	17.7
1934	55.5	13.0	23.3	20.1
1935	56.3	14.1	23.3	21.2
1936	51.5	13.5	24.0	20.8
1937	54.8	14.9	24.0	22.1
1938	60.8	18.3	25.1	25.7
1939	65.6	21.3	28.1	29.2
1940	69.5	24.8	30.9	33.2
1953	9.2	7.3	10.6	8.7
1954	10.4	8.5	10.6	9.4
1955	8.9	7.6	11.5	9.2
1956	8.7	9.0	12.9	10.6
1957	10.1	12.0	14.4	12.9
1958	7.7	9.9	15.1	11.7
1959	7.6	10.3	15.9	12.3
1960	8.2	13.7	20.9	16.1
1961	6.7	14.5	23.8	17.5
1962	5.9	12.8	25.7	16.9
1963	5.0	12.7	25.3	16.6
1964	4.5	12.7	28.0	17.3
1965	4.4	11.1	28.3	16.2
1966	5.9	11.6	32.0	17.8
1967	6.5	13.2	33.2	19.2
1968	7.2	15.0	38.9	22.0
1969	8.8	15.2	40.7	22.6
1970	13.4	15.4	43.9	23.6

付表 5 利潤率(法人, 非法人別) (%)

	r_1				r_2			
	Man+Min	M	S	M+S	Man+Min	M	S	M+S
1953	9.1	6.5	6.8	6.7	9.6	13.0	26.5	20.4
1954	10.6	7.8	8.1	7.9	9.8	15.0	20.6	18.1
1955	8.8	6.7	8.8	7.5	9.9	15.4	22.2	19.3
1956	10.4	7.9	9.9	8.6	12.0	18.6	24.2	21.9
1957	15.0	11.0	13.0	11.7	14.9	20.7	19.6	20.1
1958	11.7	8.9	14.2	10.7	15.2	19.6	18.8	19.2
1959	12.0	9.3	16.7	11.6	15.8	21.4	13.1	16.5
1960	16.7	12.6	22.1	15.5	20.4	26.2	16.9	20.6
1961	16.6	13.1	24.5	16.4	24.8	31.3	21.6	25.5
1962	14.1	11.6	26.4	15.7	23.8	29.0	23.2	25.5
1963	13.4	11.2	25.6	15.1	27.0	33.3	24.5	28.0
1964	12.9	11.1	28.7	15.7	28.9	35.3	25.8	29.5
1965	11.2	9.7	30.5	15.1	25.4	31.0	21.3	25.1
1966	12.4	10.6	36.1	17.3	21.1	26.2	19.0	21.7
1967	14.7	12.2	37.3	18.6	22.5	28.7	20.8	23.8
1968	16.3	13.9	42.5	20.9	22.6	31.5	28.5	29.6
1969	16.4	14.3	44.4	21.7	18.7	28.4	30.2	29.5
1970	16.7	14.9	48.9	23.1	12.4	23.4	29.4	27.1

付表 6 資本接近による分配率 (W_p/Y_p)(%)

	Man	M	S	M+S
1953	69.2	79.2	80.1	77.3
1954	66.8	71.5	77.5	74.3
1955	71.7	75.6	77.8	76.7
1956	70.8	74.0	77.3	75.6
1957	62.4	67.6	72.6	69.9
1958	67.6	72.2	71.9	72.1
1959	68.2	72.3	67.6	70.2
1960	61.6	66.7	63.1	65.1
1961	63.2	67.2	62.6	65.2
1962	67.3	70.5	62.5	66.9
1963	68.8	71.7	66.1	69.2
1964	69.6	72.4	64.0	68.5
1965	72.7	75.2	63.9	69.8
1966	71.1	74.0	60.1	67.2
1967	68.4	72.3	60.4	66.6
1968	66.9	70.3	59.3	65.1
1969	67.3	70.3	59.0	65.0
1970	67.2	70.0	57.5	64.0

付表 7 従業上の地位別就業者数

(千人)

	Man						M					
	雇 用 者			業 主	家族従業者	合 計	雇 用 者			業 主	家族従業者	合 計
	法 人	非法人	計				法 人	非法人	計			
1906	506	608	1 114	839	847	2 800	784	1 125	1 909	1 245	951	4 105
1907	539	628	1 167	874	782	2 823	827	1 157	1 984	1 305	893	4 183
1908	554	624	1 178	894	830	2 902	855	1 189	2 044	1 323	935	4 303
1909	594	649	1 243	961	780	2 984	897	1 207	2 104	1 375	885	4 365
1910	628	665	1 293	974	746	3 013	956	1 237	2 193	1 381	848	4 423
1911	704	722	1 426	949	635	3 010	1 043	1 298	2 341	1 335	730	4 407
1912	739	733	1 472	936	621	3 029	1 116	1 340	2 456	1 329	716	4 502
1913	854	821	1 675	903	607	3 185	1 233	1 425	2 658	1 271	695	4 625
1914	785	730	1 515	865	683	3 063	1 243	1 381	2 624	1 238	772	4 635
1915	961	866	1 827	876	677	3 380	1 440	1 545	2 985	1 270	771	5 027
1916	1 001	874	1 875	976	671	3 522	1 494	1 575	3 069	1 394	771	5 235
1917	1 198	1 012	2 210	1 028	507	3 745	1 704	1 710	3 414	1 416	599	5 430
1918	1 306	1 069	2 375	1 065	549	3 989	1 945	1 853	3 798	1 489	651	5 939
1919	1 386	1 098	2 484	1 097	543	4 124	2 036	1 851	3 887	1 512	642	6 042
1920	1 463	1 122	2 585	1 121	536	4 242	2 153	1 887	4 040	1 549	638	6 228
1921	1 296	962	2 258	1 135	587	3 980	1 929	1 671	3 600	1 565	686	5 852
1922	1 583	1 199	2 782	1 090	637	4 509	2 171	1 893	4 064	1 524	734	6 323
1923	1 687	1 201	2 888	1 097	426	4 411	2 350	1 921	4 271	1 574	531	6 377
1924	1 629	1 151	2 780	1 087	459	4 326	2 313	1 889	4 202	1 572	562	6 337
1925	1 754	1 208	2 962	1 084	492	4 538	2 451	1 944	4 395	1 593	598	6 587
1926	1 878	1 180	3 058	1 118	507	4 683	2 604	1 898	4 502	1 646	613	6 762
1927	1 612	979	2 591	1 129	541	4 261	2 364	1 679	4 043	1 667	646	6 357
1928	1 617	949	2 566	1 149	575	4 290	2 391	1 643	4 034	1 718	685	6 438
1929	1 656	940	2 596	1 200	609	4 405	2 465	1 623	4 088	1 791	720	6 600
1930	1 746	957	2 703	1 218	642	4 563	2 569	1 615	4 184	1 828	755	6 768
1931	1 686	892	2 578	1 183	821	4 582	2 478	1 539	4 017	1 765	928	6 711
1932	1 732	884	2 616	1 149	755	4 520	2 514	1 534	4 048	1 707	858	6 614
1933	1 881	927	2 808	1 142	784	4 734	2 662	1 596	4 258	1 682	882	6 823
1934	2 142	1 017	3 159	1 172	745	5 076	2 970	1 695	4 665	1 680	839	7 185
1935	2 381	1 090	3 471	1 142	840	5 453	3 266	1 802	5 068	1 637	931	7 637
1936	2 582	1 139	3 721	1 107	866	5 694	3 508	1 871	5 379	1 582	954	7 916
1937	2 894	1 229	4 123	1 159	835	5 917	3 888	1 983	5 871	1 608	718	8 198
1938	2 945	1 203	4 148	1 094	594	5 836	3 988	1 976	5 964	1 514	672	8 151
1939	3 447	1 354	4 801	1 165	553	6 519	4 591	2 161	6 752	1 566	628	8 947
1940	3 798	1 433	5 231	1 006	512	6 749	5 023	2 262	7 285	1 381	581	9 247
1953	4 332	887	5 219	643	473	6 335	6 445	1 255	7 700	1 125	657	9 482
1954	4 483	879	5 362	683	503	6 548	6 628	1 250	7 878	1 176	688	9 742
1955	4 611	865	5 476	722	531	6 729	6 797	1 248	8 045	1 192	710	9 947
1956	5 206	933	6 139	676	462	7 277	7 461	1 311	8 772	1 181	650	10 603
1957	5 745	982	6 727	711	457	7 895	8 227	1 400	9 627	1 193	622	11 442
1958	6 124	997	7 121	791	528	8 440	8 823	1 483	10 306	1 274	681	12 261
1959	6 316	977	7 293	809	499	8 601	9 405	1 513	10 918	1 283	634	12 835
1960	6 857	1 007	7 864	856	508	9 228	10 094	1 554	11 648	1 353	644	13 645
1961	7 458	1 027	8 485	898	506	9 889	10 894	1 607	12 501	1 391	638	14 530
1962	8 025	1 022	9 047	920	573	10 540	11 695	1 648	13 343	1 412	701	15 456
1963	8 424	999	9 423	967	568	10 958	12 099	1 627	13 726	1 487	702	15 915
1964	8 700	1 021	9 721	1 004	569	11 294	12 520	1 681	14 201	1 553	716	16 470
1965	8 881	1 031	9 912	1 027	582	11 521	12 880	1 738	14 618	1 579	725	16 922
1966	9 042	1 050	10 092	1 097	618	11 807	13 248	1 806	15 054	1 674	772	17 500
1967	9 454	1 051	10 505	1 244	695	12 444	13 828	1 837	15 665	1 855	862	18 382
1968	9 757	1 036	10 793	1 355	797	12 945	14 240	1 822	16 062	2 003	980	19 045
1969	10 003	1 013	11 016	1 446	827	13 289	14 480	1 784	16 264	2 147	1 031	19 442
1970	10 255	990	11 245	1 483	845	13 573	14 943	1 803	16 746	2 217	1 064	20 027

付表 7 (つづき)

	S						M+S					
	雇 用 者			業 主	家族従業者	合 計	雇 用 者			業 主	家族従業者	合 計
	法 人	非法人	計				法 人	非法人	計			
1906	640	918	1 558	1 649	589	3 796	1 424	2 043	3 467	2 894	1 540	7 899
1907	785	1 125	1 910	1 833	654	4 397	1 612	2 282	3 894	3 138	1 547	8 580
1908	787	1 129	1 916	1 841	656	4 413	1 642	2 318	3 960	3 164	1 591	8 716
1909	792	1 135	1 927	1 845	656	4 428	1 689	2 342	4 031	3 220	1 541	8 793
1910	813	1 165	1 978	1 900	674	4 552	1 769	2 402	4 171	3 281	1 522	8 975
1911	820	1 176	1 996	1 906	675	4 577	1 863	2 474	4 337	3 241	1 405	8 984
1912	836	1 199	2 035	1 926	680	4 641	1 952	2 539	4 491	3 255	1 396	9 143
1913	844	1 210	2 054	1 945	685	4 684	2 077	2 635	4 712	3 216	1 380	9 309
1914	886	1 270	2 156	2 010	707	4 873	2 129	2 651	4 780	3 248	1 479	9 508
1915	917	1 313	2 230	2 095	736	5 061	2 357	2 858	5 215	3 365	1 507	10 088
1916	750	1 052	1 802	2 125	744	4 671	2 244	2 627	4 871	3 519	1 515	9 906
1917	927	1 329	2 256	2 111	738	5 105	2 631	3 039	5 670	3 527	1 337	10 535
1918	813	1 215	2 028	2 080	728	4 836	2 758	3 068	5 826	3 569	1 379	10 775
1919	856	1 149	2 005	2 053	715	4 773	2 892	3 000	5 892	3 565	1 357	10 815
1920	884	1 099	1 983	2 023	697	4 703	3 037	2 986	6 023	3 572	1 335	10 931
1921	999	1 140	2 139	2 124	736	4 999	2 928	2 811	5 739	3 689	1 422	10 851
1922	956	1 163	2 119	2 121	734	4 974	3 127	3 056	6 183	3 645	1 468	11 297
1923	983	1 220	2 203	2 193	757	5 153	3 333	3 141	6 474	3 767	1 288	11 530
1924	996	1 365	2 361	2 265	780	5 406	3 309	3 254	6 563	3 837	1 342	11 743
1925	1 034	1 387	2 421	2 315	796	5 532	3 485	3 331	6 816	3 908	1 394	12 119
1926	1 111	1 398	2 509	2 390	819	5 718	3 715	3 296	7 011	4 036	1 432	12 480
1927	1 178	1 481	2 659	2 469	845	5 973	3 542	3 160	6 702	4 136	1 491	12 330
1928	1 199	1 508	2 707	2 507	856	6 070	3 590	3 151	6 741	4 225	1 541	12 508
1929	1 209	1 520	2 729	2 511	855	6 095	3 674	3 143	6 817	4 302	1 575	12 695
1930	1 259	1 582	2 841	2 593	877	6 311	3 828	3 197	7 025	4 421	1 632	13 079
1931	1 314	1 653	2 967	2 630	923	6 520	3 792	3 192	6 984	4 395	1 851	13 231
1932	1 282	1 611	2 893	2 625	955	6 473	3 796	3 145	6 941	4 332	1 813	13 087
1933	1 265	1 591	2 856	2 644	996	6 496	3 927	3 187	7 114	4 326	1 878	13 319
1934	1 281	1 611	2 892	2 632	1 027	6 551	4 251	3 306	7 557	4 312	1 866	13 736
1935	1 329	1 670	2 999	2 643	1 070	6 712	4 595	3 472	8 067	4 280	2 001	14 349
1936	1 355	1 704	3 059	2 612	1 096	6 767	4 863	3 575	8 438	4 194	2 050	14 683
1937	1 302	1 636	2 938	2 499	1 088	6 525	5 190	3 619	8 809	4 107	1 806	14 723
1938	1 323	1 664	2 987	2 399	1 085	6 471	5 311	3 640	8 951	3 913	1 757	14 622
1939	1 313	1 652	2 965	2 301	1 081	6 347	5 904	3 813	9 717	3 867	1 709	15 294
1940	1 310	1 648	2 958	2 203	1 083	6 244	6 333	3 910	10 243	3 584	1 664	15 491
1953	2 872	1 123	3 995	2 784	1 927	8 706	9 317	2 378	11 695	3 909	2 584	18 188
1954	3 068	1 169	4 237	2 917	2 004	9 158	9 696	2 419	12 115	4 093	2 692	18 900
1955	3 501	1 302	4 803	3 023	2 077	9 903	10 298	2 550	12 848	4 215	2 787	19 850
1956	3 891	1 410	5 301	3 085	2 119	10 505	11 352	2 721	14 073	4 266	2 769	21 108
1957	4 197	1 482	5 679	3 077	2 114	10 870	12 424	2 882	15 306	4 270	2 736	22 312
1958	4 544	1 564	6 108	3 024	2 077	11 209	13 367	3 047	16 414	4 298	2 758	23 470
1959	4 790	1 605	6 395	3 105	2 133	11 633	14 195	3 118	17 313	4 388	2 767	24 468
1960	5 098	1 663	6 761	3 162	2 172	12 095	15 192	3 217	18 409	4 515	2 816	25 740
1961	5 223	1 622	6 845	3 042	2 090	11 977	16 117	3 229	19 346	4 433	2 728	26 507
1962	5 653	1 679	7 332	2 951	2 027	12 310	17 348	3 327	20 675	4 363	2 728	27 766
1963	6 068	1 712	7 780	3 034	2 084	12 898	18 167	3 339	21 506	4 521	2 786	28 813
1964	6 436	1 784	8 220	3 124	2 146	13 490	18 956	3 465	22 421	4 677	2 862	29 960
1965	7 086	1 941	9 027	3 186	2 189	14 402	19 966	3 679	23 645	4 765	2 914	31 324
1966	7 711	2 074	9 785	3 236	2 223	15 244	20 959	3 880	24 839	4 910	2 995	32 744
1967	8 014	2 117	10 131	3 304	2 270	15 705	21 842	3 954	25 796	5 159	3 132	34 087
1968	8 527	2 083	10 610	3 539	2 254	16 403	22 767	3 905	26 672	5 542	3 234	35 448
1969	8 751	2 215	10 966	3 648	2 320	16 934	23 231	3 999	27 230	5 795	3 351	36 376
1970	9 203	2 287	11 490	3 683	2 346	17 519	24 146	4 090	28 236	5 900	3 410	37 546